

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（２）			
日 時	平成 26 年 9 月 29 日（月）	開 議	午前 10 時 00 分
		散 会	午後 5 時 09 分
場 所	第 1 委員会室（書類審査）及び第 2 委員会室（総括質疑）		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	前田委員長、千葉副委員長、安齋・小貫・川畑・松田・鈴木・ 上野・斎藤（博）各委員		
説 明 員	市長、菊池・佐々木両監査委員、副市長、教育長、水道局長、 総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局経営管理各部長、産業港湾部参事、保健所長、消防長、 会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび、決算特別委員長に就任させていただきました前田でございます。大事な審議がスムーズに進みますよう、努力してまいりたいと思いますので、委員並びに理事者の皆さんの御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には千葉委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、川畑委員、松田委員を御指名いたします。

過日、開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を秘密会にいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

(秘 密 会)

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1 時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○川畑委員

◎小樽市国民健康保険事業特別会計について

それでは、平成25年度小樽市国民健康保険事業特別会計の問題について質問いたします。

各会計決算説明書でありますけれども、国民健康保険事業の問題について、25年度の決算規模は歳入総額が約175億7,419万9,000円に対して、歳出総額が約170億9,875万2,000円で、差引き約4億7,544万7,000円の剰余金が生じました。この剰余金のうち2億1,044万7,000円については、療養給付金等負担金や特別健康診査等の負担金など、国、道から支出金が超過交付されたもので、26年度に国、道に返還するとの説明があるわけです。

それで、最初に質問したいのは、超過交付金を返還した残金について計算すると2億6,500万円になると思うのですが、その行方について説明していただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

剰余金の関係でございますけれども、平成25年度の剰余金4億7,544万7000円につきましては、本年第3回定例会で前年度繰越金として補正予算で歳入を計上しておりますけれども、歳入としてはこのほかに国の療養給付費等交付金の精算によりまして、追加交付される分4,216万円があります。歳入合計は、合わせて5億1,760万7000円となります。

一方、歳出は、国・道への返還金が2億1,044万7,000円あるため、それを差し引いた残額3億716万円を国民健康保険事業運営基金に積み立てることになっています。

○川畑委員

今、説明いただいたように、第3回定例会で療養給付費等交付金の補正額が4,216万円あったということですが、療養給付費等交付金とは何を示すものなのか、また、補正の理由について説明していただけませんか。

○（医療保険）国保年金課長

療養給付費等交付金につきましては、国保加入者のうち、退職者医療制度に該当する方、退職被保険者といえますけれども、この方たちの医療費に対する交付金となっております。退職者医療制度につきましては、会社などに長年勤めていた方が医療の必要性が高まる退職後に国保に加入することによって、国保の負担が増えているということで、これを是正するための制度でございます。

退職被保険者の医療費につきましては、退職被保険者の方の保険料と社会保険などの被用者保険からの拠出金で賄うこととされておりまして、この拠出金を財源といたしまして、国保保険者に交付金として交付されるものがございます。この交付金につきましては、翌年度精算となっております。精算の結果、平成25年度の概算交付が少なかったということで4,216万円が追加交付されるものがございます。

○川畑委員

要するに、国からの追加交付で4,216万円加算された分が第3回定例会の補正予算によって基金に積立てされた形になるということですね。

それで、第3回定例会で療養給付費等交付金の補正があったのですが、平成24年度決算額と25年度の決算額を対比して質問したいのです。

23年度と24年度の国民健康保険料の決算額を収入済額で対比して見ると、1億5,600万円くらい減っているのですが、24年度と25年度では約2,852万3,000円減少しています。23年度と24年度の比較と24年度と25年度の比較から見ても年々減少しているのですが、特に24年度と25年度は、その前の年度よりも金額が少ないですけれども、どういふことが要因になっているのか、説明いただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

国民健康保険料の収入済額が減少している要因でございますけれども、被保険者数が平成24年度に比しまして1,000人以上減少しており、これが主な要因ということで考えております。

○川畑委員

1,000人くらい減っているということですが、それは人口減との関係でしょうか。それとも、ほかに何か特別な要因があるのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

もちろん人口全体が減っていることもございますけれども、国保に加入する方も減っております。また、国保から社会保険等に移られる方も増えているのが要因でございます。

○川畑委員

同じく対比の関係で質問しますが、前年度と比べて国庫支出金が約2億2,851万円増加しています。その内訳として、国庫負担金が約1億2,134万5,000円、国庫補助金が約1億716万5,000円増加しているわけですが、国庫支出金が増加した要因について説明してくれませんか。

○（医療保険）国保年金課長

これは制度改正の影響によりまして、療養給付費等負担金、これは国庫負担金であります。それから、財政調整交付金、これが国庫補助金になりますけれども、これが増加しております。

具体的に申し上げますと、平成24年度までは指定市町村制度というものがありまして、高医療費市町村に指定さ

れた場合に指定年度の実績医療給付費が基準給付費、これは全国平均ですけれども、これの1.17倍を超える額につきましては、指定年度の翌々年度の通常の国庫負担の対象外とした上で、その2分の1を一般会計から繰り入れすることになっており、負担割合は、国、道、市町村が3分の1ずつとされておりました。

小樽市は22年度に指定市町村でありましたために、24年度に一般会計から繰り入れすることになっておりましたけれども、22年度でこの制度が廃止となりまして、25年度からは通常の国庫負担金の対象となったため、国庫支出金が増額となった一方、一般会計の繰入金はその分減額となりました。

○川畑委員

引き続き質問ですが、療養給付費等交付金が前年度比で約1億1,897万8,000円減少しています。約100億5,591万4,000円となっているわけですけれども、その理由についても説明してくれますか。

○（医療保険）国保年金課長

これは先ほど説明いたしました退職被保険者の医療費に係る交付金でございますけれども、これも被保険者の減少による影響が大きく、特に一般に比べまして退職被保険者のほうが減少割合も大きいということで、保険給付費も減りまして交付金も減りました。

○川畑委員

もう一つ、前期高齢者交付金も前年度比で約1億5,059万2,000円増えて、52億7,202万7,000円になっているのですが、その増えた理由についても説明してくれますか。

○（医療保険）国保年金課長

前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳の前期高齢者の医療費について保険者間の医療費負担の不均衡を調整する制度になっております。前期高齢者加入率が全国平均を下回れば納付金を納め、逆に上回れば交付金が交付されることになっており、2年後に精算する仕組みとなっております。また、その調整につきましては、社会保険診療報酬支払基金が行うことになっております。平成25年度につきましては、支払基金から示される予測給付費が高かったということで、交付金も1億5,000万円程度増となっております。

○川畑委員

それから、一般会計繰入金が合計で約6,981万3,000円減少しているわけですが、その理由についても説明していただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

これは先ほど国庫支出金のほうで説明しましたとおり、指定市町村制度が廃止されたことなどによりまして、一般会計繰入金が6,900万円ほど減額となっております。

○川畑委員

それではもう一つ、諸収入の関係ですけれども、約1,619万9,000円ということで前年度比で約1,269万4,000円減っています。まさに半減しているわけですけれども、その理由についても説明してください。

○（医療保険）国保年金課長

諸収入につきましては、延滞金ですとか、加算金、それから返納金が主なものになります。また、その性格上、年度によってかなりばらつきがあります。平成25年度につきましては、特に加算金が少なかったということ、それから返納金の返済が終了した案件があるなどが主な要因となっております。

○川畑委員

それで、支出済額では療養諸費が約119億5,763万8,000円と、前年度比で約3,547万7,000円の減少となっているわけですが、そのうち一般被保険者療養給付費では前年度比約1,487万8,000円減少しています。そしてまた、内訳の一般療養では件数が前年度より8,060件減少しておりまして、28万5,617件となっているわけです。それで、金額でも約5,614万2,000円減少して、約69億7,031万7,000円となっているわけで、この減少を見ると、国保加入者が高い

保険料と医療費のために受診抑制しているのではないかと見られるのですが、これらについてはいかがなものでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

受診抑制があったかどうかにつきましては、なかなかそういった調査も難しいこと、それから明確な分析も難しいことがございますけれども、医療機関側の状況といたしましては、入院期間を短縮する方向にあること、それから外来でも投薬の期間が長くなっていることで、減少している要因としてはそういったことが考えられると思いますが、やはり被保険者数が減少していることが一番大きい要因と考えております。

○川畑委員

今、私がした質問の答えになると思うのですが、件数が減少しているし、金額も減っていると。そういう点では、確かに被保険者数も減っているのだろうけれども、病院にかかれなくてというのが実情ではないかと私は捉えているところです。

それで、最後の質問になりますけれども、支出済科目で前年度と比較すると、後期高齢者支援金が約 1 億 3,169 万 9,000 円増加して、約 17 億 6,064 万 9,000 円となっているわけです。それで、介護納付金も約 5,466 万 1,000 円増加して、約 7 億 3,396 万 5,000 円となっているわけです。そしてまた、1 世帯当たりの保険料の推移を見ると、平成 24 年度から 26 年度の 3 年間を比較してみても、医療部分は 24 年度が 8 万 7,736 円、25 年度が 8 万 5,108 円、そして 26 年度が 8 万 2,212 円と減少傾向にあるわけです。

しかし、後期高齢者支援金は同じ対比で見ると 2 万 6,919 円と 3 万 660 円、そして 25 年度は 3 万 182 円と増加している傾向にあります。また、介護給付費の納付金等でも 2 万 5,743 円から 2 万 6,315 円と、そして 25 年度には 2 万 6,104 円と増加傾向にあると言えます。

それで、被保険者の受診抑制も加わって医療費の引下げとなっているのでしょけれども、今後も後期高齢者支援分と介護給付金分の引上げが予想されるわけですから、保険料は引き上げられることになっていくのではないかと予想されるわけです。

このように、低所得者が国民健康保険事業特別会計において後期高齢者支援金等と介護納付金が重くのしかかっていると思うのですが、その辺についての見解を説明していただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

現在の制度といたしましては、後期高齢者の医療費の 4 割を各医療保険者が支援する仕組みとなっております。また、介護保険につきましては、介護給付費全体の 29 パーセントを 40 歳から 64 歳の第 2 号被保険者とされる方が負担いたしまして、各医療保険者が納付金として納める仕組みになってございます。

確かに、後期高齢者の医療費につきましては、年々増加しておりますし、介護給付費も同様に増えているということで、小樽市国保が負担しております後期高齢者支援金等、それから介護納付金も増加をしております。

また、これらにつきましては、小樽市国保が納める分として割り当てられるということで直接保険料にはね返るため、被保険者の方も負担が増える傾向にあります。

○川畑委員

私が言いたいのは、今の国保は国の支出金が少ないため財政上厳しくなっていると。その裏づけとして、後期高齢者支援金とか介護保険の国の負担する部分、支出する分が抑えられているためにその負担が大きくなっているのだということを言いたいわけなのです。

それで、今後も国に対して、そういう国の支出金を多くするための申入れを積極的に進めていってほしいということをお願いして、この質問について終わりたいと思います。

◎保健対策費について

次に、保健対策費について 3 点ほど伺いたいと思います。

平成25年度の決算説明書の衛生費、保健対策費について未熟児養育医療費については24年度には国の負担金となっていたと思います。それで、25年度は国の負担金のほかに道負担金が82万8,703円計上されているわけです。これは新たに道が負担金を拠出することになったのかどうか、それをまず一つ聞かせてください

それから、もしそうなった場合には、国、道、市の負担割合はどうなるのか、そしてまた、もう一つ、このことよって市の負担が削減することになるのかどうか、その辺も含めて説明願います。

○（保健所）保健総務課長

未熟児養育医療費でございますけれども、平成24年度は国の負担金が入っておりました。25年度については国の負担金と道の負担金、二つに分かれております。

この未熟児養育医療費は母子保健法に基づいて負担割合が決まっております、24年度までは国が2分の1、残り2分の1については都道府県あるいは保健所設置市が負担することになっておりましたけれども、23年8月30日に第2次一括法が公布されまして、この中でこの未熟児養育医療については、都道府県あるいは保健所設置市から市町村に移譲すると母子保健法が改正されました。これによりまして、国が2分の1、それから都道府県が4分の1、それから市町村が4分の1に、負担割合がそれぞれ変わっております。小樽市については、保健所設置市でございましたので、実施する事業そのものは変わりありませんけれども、この母子保健法の改正によりまして、負担がこれまでの2分の1から4分の1に減りました。

道の負担金が25年度に出てきたのも、こういう理由でございます、市の負担が減ったかにつきましては、24年度までの2分の1から25年度以降の4分の1に減っておりますので、市の負担は減ったこととなります。

○川畑委員

市の負担が減ることはうれしいことですが、今後はどのような見通しになるのですか。

○（保健所）保健総務課長

今後につきましても、この負担割合につきましては変更するとは聞いておりませんので、当面継続すると考えております。

○川畑委員

今後も引き続いて削減されることを期待しておきたいと思っております。

それでもう一つ、こんにちは赤ちゃん事業費について伺いますけれども、平成24年度は国庫補助金の記載がありました、25年度は道補助金の記載だけになっているのですが、国庫補助金が削減されてしまったのかどうか聞かせてください。

そしてまた、対象人数が24年度と比較して41人増えています。それで、1,334人となっているわけですが、逆に金額では6万3,321円減少して、339万1,550円となっているのですが、その要因とわかれば補助率についてお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

こんにちは赤ちゃん事業費について、本事業は平成24年度につきましては、国の子育て支援対策臨時特定交付金（安心子ども基金）の対象でありましたが、25年度につきましては、道に北海道安心子ども基金が造成されまして、本事業も移行されました。そのため、25年度につきましては、国の補助金は入っておらず、道で子育て支援対策事業費補助金でできましたので、そちらを活用しております。

それで、本事業の補助金の算定の考え方につきましては、総事業費の2分の1と補助基準額を比較して少ないほうの金額に2分の1を乗じた額となっております。また、対象につきましては、本事業は生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象としております。本市におきましては、訪問者は保健所の保健師又は委託助産師としております。25年度につきましては、保健所の保健師による支援が必要な訪問対象者が増加し、委託助産費の訪問件数が減少したために、委託料が減額しております。また、訪問対象者への連絡手段としての郵送費が電話による連

絡が増えたために減額となっております。そのため、補助率の考え方につきましては変更がございませんが、平成 25 年度の本事業の総事業費が減額したために、補助金も減額となっております。

○川畑委員

もう一つ、保健対策費の関係でお聞きしたいのですが、平成 25 年度の栄養改善対策費が 24 年度とほぼ同じ程度の決算額になっています。しかし、25 年度は少額ながら道の補助金 6 万円が計上されているわけですが、これは新たに補助金がつくことになったのか、そしてその補助率はどれくらいになるのか、今後どのようになるのかについて説明してください。

○（保健所）健康増進課長

栄養改善対策費の補助金につきましては、平成 25 年度から第 2 次健康おたる 21 が開始されまして、その中で栄養の改善を強化するというので、毎年実施している小樽市食生活展の見直しをしました。見直しに当たりましては、委託先であります小樽栄養士会、小樽食生活改善協議会と内容を検討いたしました。その中で、補助金の目的としています内容と合致していると考えられたため、北海道と相談の上、25 年度に国の消費・安全対策交付金、地域における日本型食生活等の普及促進に基づき、北海道が消費・安全対策事業補助金、北の大地のめぐみ愛食総合推進事業という事業を行っておりますので、そちらを活用することにいたしました。補助率は 2 分の 1 以内ということですので、25 年度につきましては、補助対象事業であります食生活展の必要経費 12 万円の 2 分の 1 である 6 万円となっております。

それと、本事業の補助金の見通しでございますが、道ではこの補助金につきましては、26 年度ということになっておりますので、27 年度については現在のところ把握しておりません。

○川畑委員

12 万円かかったうちの半分が補助されるということで、平成 26 年度はその点が継続されるのだらうと思います。

◎勤労女性センターの施設整備・改修について

次に、勤労女性センターの施設整備の問題と改修について質問させていただきます。

平成 25 年度決算説明書の勤労女性センター費で施設整備事業費が 20 万円、施設改修事業費が 47 万 7, 151 円計上されているわけですが、事業の内容について説明していただけますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

施設整備事業につきましては、和式トイレの一つを洋式に変更したものでございます。施設改修事業につきましては、平成 26 年度から放課後児童クラブを一つ増設するために、3 階の一部を改修したものでございます。

○川畑委員

要するに、20 万円についてはトイレを変えた。それから 47 万 7, 000 円の改修費については、新たに放課後児童クラブを増設するための改修資金だということですね。

それで、放課後児童クラブの申込者が多いと伺っているのですが、増設前の放課後児童クラブの定員数は何人であったか、お聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

増設前の放課後児童クラブの定員数は 39 人でした。

○川畑委員

39 人ですね。増設前の入会申込者で入会することができなかった待機者がいたと聞いているのですが、それはどのくらいおられたのですか。

○（生活環境）男女共同参画課長

平成 25 年度当初の待機者数は 13 人でした。

○川畑委員

13人ということは、39人の定員に13人オーバーということで52人の申込みがあったことになると思うのです。

それで、開設後の定員数と平成26年4月1日付けになると思うのですが、現在のクラブ入会者はどのようになっているのか、その状況についてお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

平成26年度の放課後児童クラブの定員数は2クラブの合計で59人となっています。また、26年4月1日現在の入会者数は従来のクラブが34人、増設したクラブが14人で、二つのクラブの合計で48人となっています。

○川畑委員

そうしたら、定数の中でおさまっているというところだと思うのです。

それで、従来の放課後児童クラブはどこを使用していたのか、その広さはどのくらいあったのか、お聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

従来の放課後児童クラブは、2階の学童学習室を使用しており、広さは74.09平方メートルです。

○川畑委員

それで、放課後児童クラブを増設した部屋は以前は何に使用していたのか、そして、放課後児童クラブ増設により、その場所はどこに移られたのかお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

放課後児童クラブを増設した部屋は、以前、図書室、談話室として使用していました。図書室、談話室は独立した部屋を新たに確保することはできませんでしたが、1階のオープンスペースに図書を配置するとともに、テーブルと椅子を設置し、談話が可能なスペースを設けております。

○川畑委員

それで、用途を変えて1階につくったということですがけれども、広さとか配置物などに何か支障は起きていないのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

広さは以前の約3分の1と狭くなりましたが、配置物などに大きな支障は出ておりません。

○川畑委員

そうしたら、移設しても十分にその機能は使われていると捉えてよろしいのですか。

○（生活環境）男女共同参画課長

はい、そのとおりでございます。

○川畑委員

放課後児童クラブは、これまで2階と増設された3階部分に分かれているわけですがけれども、区分けされたクラブはどのような区分けで使用されているのか、いつから児童を受け入れているのかお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

2階のクラブでは1年生と2年生を受け入れており、3階のクラブでは3年生を受け入れています。

また、両クラブとも4月1日から受入れをしています。

○川畑委員

先ほどの広さについて、もう一つ聞きたいのですが、定員とした人数に対する1人当たりの部屋の広さについて知らせてほしいのですが、広さについては何を基準にされているのか、その辺をお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

1人当たりの部屋の広さは1.88平方メートルです。これは小樽市放課後児童クラブ運営要綱に基づいて算出した

ものでございます。

○川畑委員

そうしたら、1人当たりの広さは基準内に十分におさまっていると、解釈していいのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

平成26年度に新しく増設したものにつきましては、そのようになっております。

○川畑委員

最後に、小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準がこれから新たにできるわけですが、その中に書かれている児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないという規定の中には間に合っているということですのでよろしいですね。

○（生活環境）男女共同参画課長

勤労女性センターの放課後児童クラブについてはそのとおりで、1.65平方メートル以上となっております。

○小貫委員

◎食育について

まず学校給食センターの食育講座について、教育委員会の事務の点検及び評価報告書の36ページに載っていますけれども、この事業の平成25年度における小・中学校での実施校数及び未実施校数を説明してください。

○（教育）学校給食センター副所長

食育講座の実施回数でございますが、平成25年度は、小学校で12校、中学校で7校実施しております。また、未実施校につきましては、小学校で12校、中学校で7校となっております。

○小貫委員

全体としては数字は伸びているのですが、学校数としては中学校が3校伸びたというところで、小学校ではあまり変化が見られなかったのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

食育講座の実施校数の推移でございますが、昨年度給食センターが発足して以降、実施回数は伸びているのですが、まだまだ各学校への働きかけ等足りないということで、認識しております。

○小貫委員

この未実施校は平成24年度と25年度では大体重複すると見ていいのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

そのように捉えております。

○小貫委員

それで、回数については、このように広がっているのですが、教育効果の分析についてですけれども、昨年の決算特別委員会のときにやはり何かしらの効果の検証みたいなものがとれるようなことが必要ではないかという旨の質問をしたつもりだったのですが、それについてはどのようにやっているのか、若しくはアンケートなどはとっているのか、これについてはいかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

アンケート等はまだ実施しておりませんが、各学校への聞き取りによりますと、学校からは食べ物の大切さや食と健康のかかわりなどで、丈夫な体づくりにおける食の大切さを学ぶことができたと聞いております。

また、授業を受けた子供たちからは、朝御飯が毎日の生活リズムをつくることや、食事を残さず食べることの大切さなどについて学ぶことができた感想が寄せられております。

○小貫委員

感想はそうでしょうけれども、やはりデータとして反映させることは今後やっていっていただきたいと思います。

それで、食育基本法第20条に「教育の一環として行われる農場等における実習」とあるのですが、これについて小樽市での実態はどうか、あと今後の予定について説明してください。

○（教育）学校給食センター副所長

農場等における実習の状況でございますが、地域の水田や畑などを利用してそういった実習を行っている学校が小学校で2校、また、おたる自然の村で行っている学童農園を利用して実習を行っているところが小学校で6校、それから修学旅行における農業体験実習を行っている学校が中学校で5校ございます。

また、今後の展開につきましてでございますが、自然体験あるいは触合い教育、こういったものは体験的な学習の観点から非常に重要であると認識しておりますので、今後とも推進してまいりたいと考えております。

○小貫委員

それで、今、食育基本法に触れたので関連して保健所にお伺いしますが、食育基本法第33条に定められている食育推進会議について小樽市の状態を説明してください。

○（保健所）健康増進課長

本市におきましては、食育基本法第33条に書かれています食育推進会議は設置してございません。

○小貫委員

それは一体なぜなのか、説明していただけますか。

○（保健所）健康増進課長

平成18年7月に内閣府が、宮城県におきまして食育推進基本計画に関する地方公共団体などへの説明会を開催しております。その中で、食育基本法第33条の食育推進会議の設置に関しての質問が出されました。その回答としましては、食育推進会議の名称を使う場合には、条例で定めること。しかし、要綱・要領などにより、別の名称で食育を推進するための委員会ですとか、連絡会などを設置しても構わないという回答が出されております。そういう中で、道内の状況なども参考に検討した結果、小樽市におきましては、小樽市食育推進連絡会設置要綱を策定しまして、それに基づき小樽市食育推進連絡会を設置しております。

○小貫委員

連絡会を設置しているのですが、食育基本法による推進会議とはただ単に名称が違うだけで、役割は変わりませんということによろしいのでしょうか。法第33条に定められている推進会議を条例で定めることによって、何か法的拘束力というか、そういうのが生まれるのか、その辺はどうかのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

現在、食育計画を策定して進めておりますが、特段の支障がないと考えておりますので、当面この体制で推進してまいりたいと考えております。

○小貫委員

答えとしてももう少しかみ合った答えが欲しいと思うのですが、別に食育推進会議にしなくてもいいですと。名称は何でもいいですと。ただ、推進会議にする場合は、条例で定めなさいと。その裏なのですが、条例で定めるからには、特に何かしなければいけないことというのはないのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

国の説明会の中でも、要は食育を進めるためにという基本的な考え方を持ってきちんと進めてほしいということが回答として出されておりますので、私どもといたしましては、その考えを大切に計画を進めているところでございますので、当面この体制でやっていきたいと考えております。

○保健所次長

今、小貫委員の食育推進会議の条例のお話でございますけれども、食育につきましては、内閣府で立法化しているとおり、内閣府、それから文部科学省、厚生労働省、農林水産省と、複数の省庁をまたがる案件を法制化した経過がございまして、特に当初は日本の食料事情がカロリーベースで自給率が非常に少ないという経過の中で、農林水産省マターが中心で食育が始まったと聞いてございます。ですから、全国的に見ても、食育につきましては、第 1 次産業が非常に盛んなまちで先行して条例がつくられてございまして、北海道も食料基地ということで、北海道ではこの食育について非常に力を入れてございます。

一方、市町村につきましては、この計画については努力規定でございまして、必ずつくる必要もございませんでしたけれども、私ども小樽市では 1 次産業は少ないのですが、保健所で食にかかわる健康推進ということで、それを中心に計画策定したという経緯があります。

それで、条例につきましては、小樽市が 1 次産業、それから関連事業について推進していくという高いポリシーの中で進めていくことで理解してございますので、現在、1 次産業の占める小樽での割合を考えていますと、条例ではなく私ども小樽市保健所の健康増進の課題を中心にやっていくというような形で計画をつくるという経過でございまして、そういった中では条例でなく要綱で策定委員会ですか、そういったことをつくって現在に至っているという経過でございまして、今後ともそういった形で進めたいと思いますので、御理解いただきたいと思ます。

○小貫委員

私は、今の連絡会の体制がまずいのではないかとやっているわけではなくて、ただ、法律で定められているのに、なぜわざわざ別の制度を使っているのか、なぜそういうことになっているのかについての単なる疑問ですので、御理解いただきたいと思ます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○上野委員

財政について質問させていただきます。

平成25年度もまた黒字ということで、厳しい財政の中、黒字をまず達成できたことに関しましては、市長をはじめ本当に市役所の皆さんの御努力にまずは敬意を表したいと思います。

しかし、監査委員の意見書にも書いていますけれども、財政調整基金など貯金を切り崩しながらの財政運営ということで、今後は税の滞納分などの早期徴収など財政運営にはさらなる努力が必要であると内容が書かれていることから、質問させていただきます。

◎市債について

市税については鈴木委員から質問がありますので、私は市債についてお聞きします。

まず、市債の平成25年度の残高と、これまでの市債の残高の推移をお聞かせください。

○（財政）財政課長

市債のこれまでの残高の推移でございしますが、残高につきましては、近年、普通建設事業の抑制によりまして、年々減ってきている状況にございました。市債の残高といたしましては、ここ 5 年来で言いますと、全会計で申し上げますと、平成21年度が1,094億円、22年度が1,059億円、23年度が1,024億円、24年度が1,004億円、25年度が1,010億円になっております。

○上野委員

年々残高が減っていく中で、平成25年度で少し上がっているようでありまして、上がった要因についてお

聞かせてください。

○(財政) 財政課長

平成25年度が上がっている要因につきましては、皆さん御存じのとおり、特に企業会計で増えておりまして、これは新市立病院建設によるところの残高が増えているところでございます。

○上野委員

ということは、今、新市立病院も12月からオープンしますので、一つのめどがついているということで、今後についてですが、市債が上がってくる要因はあるのかどうか、それと市債はある一定減らしていかなければなりません。当然事業をしている以上は、ゼロにはなることはないと思うのです。やはり計画的な市債の返還は必要だろうと思うのですが、今後の見通しについてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○(財政) 財政課長

確かに、今後の財政運営を見通す中では、公債費は少なくなっていくことが非常に望ましいところでありましてけれども、今後を見ると、やはり耐震化の関係で、今、市有施設の部分で耐震診断等していきますので、その中で当然のことながら直していかなければならない部分は出てくると思います。ほかにもまだ耐震が済んでいない学校のことなどもございますので、そういうことを含めると、抑制に努めていかなければならないとは思いますが、今後もずっと減り続けるというよりは、むしろ将来的な財政負担を見通した中で平準化を図っていくことは必要だというふうに考えております。

○上野委員

耐震化の話が出てきましたが、確かに市内公共施設、その市民会館も、ここもそうですけれども、大分老朽化しているものもありますので、やはり耐震化という、そこに予算を割かなければならなくなる可能性も重々承知しておりますので、課長がおっしゃったとおり、その中でも、計画的な返済に向けて御努力されることを期待させていただきます。

また、いろいろな地方債がありますけれども、小樽市が過疎地域に指定されてからは過疎債をよく申請してこられたと思いますが、現在、過疎債がどれぐらいの事業に使われていて、どれぐらいの残高があるのかお聞かせください。

○(財政) 財政課長

過疎債の残高についてでございますが、平成25年度末の残高で申しますと、22年度から過疎債を借りておりますけれども、まだ償還が始まっておりませんので、22年度からの残高がそのまま25年度までは残っておりまして、一般会計では約58億4,500万円、特別会計では約600万円、企業会計では約32億7,400万円、合計で約91億2,500万円になっております。

○上野委員

この過疎債は7割が地方交付税措置で戻ってくるということで、大変有利な内容だと思うのですが、過疎債を申請しても受理されなかったものというか、できたもの、できなかったものがあると思うのですが、具体的にどのようなものが過疎債の事業になって、どのようなものができなかったのか、わかる範囲で結構ですからお聞かせください。

○(財政) 財政課長

過疎債が入られる建設事業は極力過疎債にしておりますので、学校関係からその他もろもろ全て過疎債でやっけていて、平成25年度で言いますと、大きいものとしては学校給食センターの建設とか、そういうものに入れさせていただいているところでございます。

それで、実際に充てられなかったものでございますけれども、25年度で申しますと、1次要望のときに下水道事業の関係と簡易水道事業の関係が1次要望した際に保留となっております、その部分が最後まで保留という形、

保留というか、下水道であれば本来、下水道事業債がございまして、これも100パーセントの充当率のものでございますが、過疎債ではなくこちらに切り替えてほしいという形になりまして、全体の国の起債の枠の関係で、その二つについては過疎債が充当できていない形になっております。

○上野委員

やはりできないものも多少あるのかと。

先ほど耐震化の話が少し出ましたけれども、そういう耐震化のものは、過疎債を使えるメニューの中にあるのか、お聞かせください。

○（財政）財政課長

耐震化のというよりは、その施設ごとで過疎を入れられるかどうかとなっておりますので、入れられるものについては直し方にもよりますけれども、入れられる形になっております。

○上野委員

ぜひとも、過疎債は利用できる部分は最大限利用していただいて、健全な財政運営に向けて努力をお願いしたいと思います。

◎病院事業会計への繰出しについて

もう一点お聞かせください。

病院についてですけれども、市立病院ですから財政的な繰出しがあったと思いますが、基本的に今の市立病院の基本的な支出分というのは幾らなのか、お聞かせください。

○（財政）財政課長

病院への繰出しという形でございますけれども、平成25年度の繰出し基準の部分で言いますと、12億5,900万円が基本的な繰出しとなっております。

○上野委員

これから統合されますけれども、新市立病院になると、この基本的な支出、繰出しは大幅に変わるものなのか、それとも大体これぐらいで推移するものなのかお聞かせください。

○（財政）財政課長

繰出しにつきましては、いろいろなメニューがございまして、例えば病床数で出していく部分ですとか、診療によって運営費という形で出ていくものがございまして、そのトータルとして今の金額になってございます。

今後につきましては、基本的には病床数の部分は、病床変わりますし、運営の部分も変わっていく部分がございますので、その辺を見極める必要がございますけれども、トータルの部分で言うと、大きくは変わっていかないとは思いますが、その辺は病院サイドとも、今後に向けて事務レベルで協議しているところでございます。

○上野委員

病院の話を出しましたけれども、12月からいよいよ新市立病院がオープンします。今お答えがありましたけれども、それまでにかかなりの基本的支出分、それ以外の財政的な支援分として多額のお金が市から病院に流れていたわけでありましてけれども、今後、病院が新しくなることによって、この前、市立病院調査特別委員会がありました、収入を上げて病院としても経営に最大限の努力をするということですが、財政課としては、来年度以降、新市立病院になって以降の、基本的な支出分以外の財政支援を考えているのかどうか、それとも基本的に小樽市の財政が全般的に厳しいのは、もう見てのとおりであります、そこら辺の繰出しの考えについてどのような方向性を持たれているのかお聞かせください。

○（財政）財政課長

従前より病院の繰出しにつきましては、新市立病院になりましたら財政支援的なものは行わない形で考えておりますので、新しい病院になった際には病院サイドの努力の中でやっていくような形で考えております。

○上野委員

今、病院の話が出ましたが、次の質問に移らせていただきます。

○病院事業会計に係る決算審査意見書について

企業会計意見書について監査委員にお尋ねしたいと思います。

この前、小樽市立病院経営改革評価委員会の評価もございましたけれども、監査委員はたぶん小樽市立病院経営改革プラン平成25年度評価報告書をごらんになられていると思うのですが、評価の内容についてどのような御感想をお持ちかお聞かせください。

○菊池監査委員

小樽市立病院経営改革プラン平成25年度評価報告書を拝見させていただきました感想としては、目標設定における項目別評価ということで、非常に厳しい意見が付されているという感想であります。

○上野委員

私も見させていただいて、一定の評価はするものの、やはりこれからさらなる努力が必要であるという面は書かれていたわけですが、今回、平成25年度小樽市各企業会計決算審査意見書の意見の中で、やはり同様に「これまで以上に医業収益の改善と費用の縮減に取り組む必要があるものと考えます」という意見を出していますけれども、小樽市立病院経営改革プラン評価報告書では、例えば職員給与比率を低くしなければならないなど、かなり具体的なことが書いていたのですが、監査委員もこのような形でやはり病院については企業努力が必要であるという御意見をお持ちですけれども、小樽市立病院経営改革評価委員会が25年度で一応一区切りということで外部が評価するものはしばらくなく、今後また病院で新しくつくっていくということですが、それまでの間はやはり議員も当然ですけれども、監査委員もしっかりとその運営に対して意見を述べていかなければならないと考えるのですが、この病院の運営に関しまして、私は大きな期待を一つしております。新市立病院になってさらに医療機器も大きなものが、大分変わります。また職員の皆さんの意識もすごく高くなっているの、さらなる努力をしていただければ一つの契機かと思っていますの、監査委員として、今後の監査に関する意気込みではないのですけれども、スタンスをお聞かせいただければと思います。

○菊池監査委員

小樽市立病院経営改革評価委員会の報告に対してどうのこうというのは、職務権限上言えないと思いますが、病院の経営状況に関しては、例月現金出納検査、それから決算審査の中で見させていただいている中で、若干感想的なことを言いますと、決算書の上では利益が出ていることになっています。経営成績は黒字でありますけれども、ただ、これは一般会計への依存が非常に大きい状況でありますので、本業としての医業収益、それと医業費用、こういったものを比べてみると、医業の収支割合が要はマイナスというのですか、100に達していないと、収入がまだ足りていない状況ですから、収支、収益の自立状況としては自立できていない状況だと思います。ですから、やはりこれは稼ぎを上げる、民間感覚的な言葉ですけれども、稼ぎを上げていくことしかないと思うのです。もちろん無駄な経費は省きますけれども、収入をアップさせればということです。

ただ、そこで患者数が減っているということが一方にありますから、これは患者がもっとここに来たくなる、そういう病院を目指していただかなければならないのかと思います。委員もおっしゃいましたけれども、新築されてハード面は申し分ないと思いますので、その意味では大いにイメージアップは確実にでき、期待できると。

あと、大事なものは、ハード面以上に人的なソフト面だと思います。意識改革が相当進んでいるというお話でしたけれども、さらに患者から愛されるというか、慕われるというか、心温まる、そういう対応が受けられるというか、ここにどうしても行きたいと思えるようになっていくと患者数が増加して、収入アップにつながるのではないかと思います。いい機会ですので、今こそ民間で言うところの経営の抜本革新、イノベーションというものを新市立病院には期待したいと思います。

監査としましては、収益向上等が図られているかとか、また、運転資金の状況においては、これからお金を返していかなければならないということですから、非常に厳しくなることが予想されますので、財政的な自立に向けては、引き続き例月現金出納検査などを通して必要な助言等があれば、私にできる範囲ですけれども、行ってまいりたいと考えております。

○上野委員

ぜひとも菊池監査委員の今までの御見識と御経験を最大限に発揮されまして、議員も当然、理事者もそうですけれども、本当に新市立病院にはこれからしっかりと市民の安全・安心を担保して、しっかり運営をしていてもらいたいと私も思っておりますので、これからも最大限の御努力をお願いいたします。

◎給食費の収入率について

次に、給食費についてお尋ねいたします。これも私は何回か質問させていただきましたけれども、収入率がどのような感じになっているのかお聞かせください。

○（教育）学校給食センター副所長

平成25年度の未納額、収入率でございますが、未納額としては約590万円、収入率として98.57パーセントとなっております。

○上野委員

近年の収入率の変化を少しお聞かせください。

○（教育）学校給食センター副所長

平成23年度からのデータがございますので、こちらを説明いたしますと、23年度では未納額が約600万円、収入率98.59パーセント、24年度では未納額が約580万円、収入率98.64パーセントと推移しております。

○上野委員

そう見ると、ここ数年、あまり変化がないというか、納めている方は納めているけれども、納めていない方は納めていないのか、それとも新たな未納者が出ているのか、その未納の件数とか、そういうものに関してはどのような感じでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

未納の件数の推移につきましては、ここ数年横ばい状況で、約220件程度と踏んでおります。

○上野委員

何年も未納されている方は、割合的にはどれぐらいいるのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

継続的というか、常習的に未納になっている方ですが、人数的には現在手持ちの資料にはございませんが、相当数いるとは認識しております。

○上野委員

そうすると、大体同じ方がずっと未納されているのかと。給食費の未納は数年前から取り沙汰されていますが、小樽市としては、子供には責任はありませんけれども、やはり納めている方と納めていない方の、親として不公平感があるのは、やはり問題があるかと思っております。

そこで、なかなか難しいですけれども、給食費の未納対策としてどのような取組をされているのかお聞かせください。

○（教育）学校給食センター副所長

これまでの未納対策についての取組ですが、各学校における未納者等との折衝、それから給食センターにおきましては督促文書を発送しております。また、平成25年度につきましては、一部の学校と連携して、夜間電話というものも実施してみました。今後は、こういった取組のほかに、また夜間電話や夜間徴収など各学校と連携した取組

ができるか、そういった部分について学校とも相談して取組を強化してまいりたいと考えております。

○上野委員

そうですね。学校は、なかなか大変だと思うのです。学力を上げろ、給食費の未納までやれというのは、そういう部分はやはり学校給食センターでしっかり把握されて、直接何らかの説明なりをしていかないと、なかなか直らないのかと。モンスターペアレンツと言うのか言わないのかわからないですけども、私も昔教員をしていたときに、どうも意思疎通ができない保護者の方もいらっしゃいましたので、なかなか私たちの理屈が通らないというか、言っただけがわからない方もたぶんいると思うので、やはり文書ぐらいでは、なかなか改善されないのかと。やはり直接話をしなければいけないというのがまず大前提にあると思います。所得に関係なく子供のために給食費を払っている保護者の方を考えると、やはり所得があるのでしたらしっかりそれはやっていただきたいと思いますので、ぜひとも何らかの御努力をされますことをお願い申し上げます。

○鈴木委員

◎不納欠損金について

今、上野委員から、お金が集まらないというか、入っていないという話がありましたから、まず不納欠損金について質問させていただきます。

これに関しまして、まずは平成25年度の市税の収入率並びに前年度との比較について質問いたします。

○（財政）納税課長

平成25年度決算における市税収入率ですが、現年度課税分については前年度95.0パーセントが95.3パーセントとなり、0.3ポイント増加しております。滞納繰越分については前年度7.2パーセントが7.5パーセントとなり、こちらも0.3ポイント増加しております。なお、全体では、滞納繰越額の増加などにより前年度73.8パーセントが72.9パーセントとなり、0.9ポイント減少しております。

○鈴木委員

今の御説明でいきますと、滞納繰越し分並びに収入率が上がっているということで、いい傾向だと思っておりますけれども、まずそこでお聞きしたいのですが、不納欠損処理の基本的な考え方について説明してください。

○（財政）納税課長

不納欠損処分の根拠であります。税などが徴収できず徴収権を放棄する場合に行う会計上の処理を不納欠損と呼んでおります。市税につきましては、地方税法上に関係規定がございます。

一つ目が、地方税法第18条に規定する消滅時効であります。これは地方税の徴収権を5年間行使しないことによって時効により消滅するというものです。

もう一つは、地方税法第15条の7の滞納処分の停止がございます。滞納処分の停止につきましては、二つ規定されておまして、一つは第4項の規定で財産がないなどの要件に該当し、滞納処分の執行を停止した徴収金を納付する義務につきましては、その停止が3年間継続したときにつきましては、徴収権が消滅するというものになります。

次に、第5項の規定において、要件に該当する場合なのですが、滞納処分の執行を停止した場合、徴収金を直ちに徴収することができないことが明らかになっている場合については、納付する義務を直ちに消滅させることができるという形になっております。法人の解散や廃業して将来の事業再開の見込みなどが無い場合などが、これらに該当いたします。実際にこれらの判断につきましては、財産調査などを行い、要件といたしましては、無財産、生活困窮、そして居所不明などがございまして、これらに該当する場合に滞納処分の停止を行っております。

○鈴木委員

今の御説明ですと、結論を言いますと、徴収を諦めたということですね、この不納欠損金というのは。

それで、税を納める義務がある中で、こちら側から諦めるわけですから、かなり厳密に審査されてそういうふうになっているのだと思っております。

それでお聞きしたいのですが、ほかの都市では、よく市税等不納欠損処分取扱規程を設けていまして、今おっしゃったのはすごく難しい文面ですけれども、もう少しわかりやすく説明されているのですが、本市にはそういったものはあるのでしょうか。

○（財政）納税課長

本市におきましては、不納欠損処理事務要綱ということで、要綱で処理をさせていただいております。

○鈴木委員

厳正にやっていただきたいということです。

それと、もう一つお聞きしたいのは、小樽市財務会計規則第49条、不納欠損処分という欄でありまして、「部長等は、歳入について不納欠損処分をしたときは、財務会計システムによる処理により」うんぬんということですが、部長等が不納欠損処分をしたときはということで、部長に不納欠損処理をするしないの権限があるということでしょうか。

○（財政）納税課長

事務専決規程によりまして、部長に決裁権がある形になっております。

○鈴木委員

それで、聞きたいのは、調定額に対する本市の不納欠損率は、道内ほかの都市と比較してどうなのかということですが、その点についてはいかがですか。

○（財政）納税課長

調定に対する不納欠損率につきましては、本市は0.45パーセントとなっております。全道市長会で整理した他都市の決算資料によりますと、道内主要10市の平均が0.6パーセントで、本市は、5番目に低い数字となっております。

○鈴木委員

本市は10都市中の真ん中ということで、頑張っていたきたいということが一つあります。

それと、先ほども言ったように、放棄することになりますので、本当に厳正にしてやっていただきたい。やはり納税している方の不公平感をなくするというのもありますので、よく調べて不納欠損処理を行っていただきたいということでもあります。

◎各会計決算説明書について

次に、各会計決算説明書の中からお聞きしたいと思います。

3ページになりますけれども、22番目まで歳入の科目が出ております。それで、下に若干の説明はあるのですが、この中で4番配当割交付金並びに5番株式等譲渡所得割交付金それから8番自動車取得税交付金それから19番繰入金、こちらが前年に比べてかなり伸びとか少ないとかいろいろありますので、ここの部分で下に説明されていない何か原因、起因がありましたらお聞かせください。

○（財政）税務長

交付金の部分については私からお答えいたします。

まず、配当割交付金は2,653万9,000円で、前年度より1,332万4,000円の増、株式等譲渡所得割交付金は3,611万3,000円で、前年度より3,250万6,000円の増、自動車取得税交付金は8,245万5,000円で、前年度より985万3,000円の増となっております。これらの交付金につきましては、道税として徴収された配当割額・株式等譲渡所得割額、自動車取得税がそれぞれ一定の配分割合で市町村へ交付されるもので、道税の徴収額そのものが増えたために市町村への交付額も増えたものです。

徴収額が増えた理由として考えられるのは、配当割額・株式等譲渡所得割額については平成15年に導入された証

券優遇税制、これは投資を促進し景気回復を目的として税率が20パーセントから10パーセントに軽減されているのですが、この軽減措置が25年をもって廃止されたため、税率が高くなる前に証券を手放したことが考えられます。それと自動車取得税については26年の消費税率アップ前に自動車を導入する動きが大きかったものと考えられます。

○（財政）財政課長

繰入金につきましては、私から説明させていただきます。

主な内容としてはここに書いているとおりですけれども、具体的に金額で申し上げますと、繰入金につきましては、平成24年度と25年度では約14億7,000万円ほど増額になっております。そのうち、約9億円が財政調整基金、約5億7,000万円が土地開発基金からの繰入れという内訳になっておりますけれども、財政調整基金で言いますと、約9億円増になっているうちの約5億1,000万円につきましては、土地開発基金を廃止するに当たりまして、借入れが5億1,000万円ございましたので、この分を財政調整基金からの取崩しによって土地開発基金に返す、このために5億1,000万円、24年度よりは増えている形になっております。残りの約4億円につきましては、財源対策の部分で24年度より、25年度が増えた形で、この分が約4億円あるところでございます。

あともう一つの土地開発基金からは約5億7,000万円繰入れが来ておりますけれども、これは先ほど言ったように土地開発基金の廃止に伴いまして基金が持っていた現金5億7,000万円を一般会計に繰り入れた、この合計で増えている形になっております。

○鈴木委員

それでは、歳出のほうは3点だけ、2番総務費、5番の労働費、7番商工費、これの増減について、下の説明以外の件がありましたらお願いします。

○（財政）財政課長

内容的には下に書いていることと重複する部分が多々ありますけれども、お許しいただきたいと思います。

まず、総務費については、地域の元気臨時交付金が昨年度交付されておりました、事業費に充当した残額が約3億5,700万円ございまして、これを地域の元気臨時資金基金を創設して積み立てております。まずこれが一つ大きかったのと、そのほかには、市の業務のシステムの切替えをしておりましたけれども、その行政情報システム整備事業費が、平成24年度に比しまして約1億9,900万円増えてございます。あと、国や道への超過交付額の返還金が、24年度に比しまして約1億8,200万円増えているという要因があるものです。

あと、労働費につきましては、24年度は緊急雇用創出推進事業として中国・韓国人観光客に対応する人材育成事業費ということで3億5,000万円、この部分が皆減となっているかわりに25年度は新たに新卒未就職者等の地元定着を目指した地域人材育成事業費約1億5,000万円、これが皆増となっております、この差で約2億円が減になっています。

あと、商工費につきましては、中小企業への制度融資の貸付金で、約3億2,200万円の増となっているのが主要因でございます。

○鈴木委員

それから、これ以降は6ページ以降の今回行いました事業の予算並びに執行額がそれぞれの出ておりますので、その点で何点かお聞きをします。

特に、この予算額が執行額と異なる場合、大体増えることはないのですけれども、少ない場合、この中で市民生活並びにせつかくこういう事業をやろうとしたことが実際に行われなくて困らないのかという視点でお聞きするというところであります。

それで、まず6ページ、1の心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）の②、「樽っ子学校サポート」関係経費であります。これにつきましては、予算はたかだか40万9,000円ですけれども、執行がたったの10万1,000

円ということですので、内容的には何をなされたのか、お聞かせください。

○（教育）指導室主幹

本市の児童・生徒の学力向上を目指して小樽商科大学の学生を小・中学校へ派遣して学習支援を行うという事業でございますが、小樽商科大学と協定を結び、平成24年度から実施してございます。25年度からは学生への交通費等として1回につき500円を支給することといたしまして、学校からもより多くの学生を派遣してほしいという要望もございました。それを受け、24年度の実績を基に1回の派遣で学生を約10名程度派遣する計画で積算したところでございますが、実際には商大生が夏休み中や試験期間であったこと、それから札幌から通学している学生の夏休み、冬休み中の派遣が予想以上に難しかったことから、このような執行額となったところでございます。しかしながら、本事業による派遣学校数は24年度の16校から25年度は22校へ、それから商大生から学習支援を受けた児童・生徒数も延べ1,015名から3,330名となるなど、実績としては着実に伸ばしているところでございます。

○鈴木委員

つまり、この事業の質は担保できていると理解してよろしいですか。

○（教育）指導室主幹

各学校も、この樽っ子学校サポートいわゆる商大生からの支援を多く求めるようになりましたし、それを受けて今年度におきましては登録者数も大変増えてきているという現状でございますので、この事業の実績という部分は着実に伸びていると考えてございます。

○鈴木委員

そう理解させていただきますので、今後も頑張ってください。

次に7ページ、2のともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）の③と⑦ですけれども、③の地域生活支援事業費ということで、成年後見制度利用支援、このことについての予算額と執行額の違いと、⑦の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費、これは新聞報道でもわかっているのですが、これについて説明願います。

○（福祉）地域福祉課長

私からは、地域生活支援事業費について説明をさせていただきます。

まず、この事業は小樽・北しりべし成年後見センターへの財政支援、負担金の支出と身寄りのない障害者や認知症高齢者などが成年後見制度を利用する際の申立て費用や後見人報酬について支払能力のない方の費用負担をするという2本の事業でやっております。成年後見センターの支出については予算、決算同額だったのですが、後者の申立て費用、後見人報酬の助成のほうで不用額が出ております。この事業は一般会計で障害者福祉費とそれから介護保険事業特別会計の2本で使っており、それぞれ150万円、それから200万円の計350万円の不用額が出ておりますが、いずれも理由は同じでありまして、単に利用実績が見込みよりも少なかったことが理由でございます。

○（保健所）山谷主幹

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費の予算額と執行額の違いについて説明いたします。

この事業費については、決算書にありますように、子宮頸がん予防ワクチン、それからヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、この三つのワクチンの事業費になっておりますが、このうち、子宮頸がん予防ワクチンについては、定期接種化になってまもなくの昨年6月の中ほどにワクチン接種後に、全身に広範に痛みが生じるのですとか、関節が動かしづらくなるなどの副反応の報告が相次ぎまして、国によりまして、積極的な接種勧奨を差し控える動きになりました。定期接種は中止になってはいないのですが、勧奨を差し控えているということで接種を受ける方が少なくなりまして、不用額およそ4,300万円のうち、およそ4,000万円がこのことによる不用額で、このような理由から差が出ております。

○鈴木委員

まず、成年後見制度についてですけれども、これは見込みよりも使う方が少なかったということで、逆に言えば

必要とされる方に関しては全て網羅できたと理解しますが、それでよろしいかということが一つ。

それから、子宮頸がん予防ワクチンについてですけれども、今おっしゃった、副反応の件は存じております。そういった中で、4,300万円出た不用額に関しては、どういう処理をされるのかお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

成年後見制度ですけれども、これにつきましては、成年後見センターでもいろいろ周知を図っておりますし、市でも制度の周知を図っておりますので、実際の相談件数は増えているところでもあります。この制度は3親等内の親族が申し立てることが原則でありますので、そういった申し立てもございますし、そのほかの身寄りのない方で支払能力のない方を市で助成することになっておりますので、単に助成する方が少なかったということでもありますので、この制度自体は広がっているものと認識しております。

○（財政）財政課長

不用額の処理でございますけれども、この額で決算しておりますが、この不用額が全て一般財源ということではなく、これに伴いまして特定財源も減っていると思いますので、その差が一般財源になります。この部分が実質的な不用額という形で黒字の中に含有している形になります。

○鈴木委員

それでは続きまして、8ページ、これは3の安全で快適な住みよいまち（生活基盤）の①と②、上下水道のことですけれども、この件については7,000万円繰り延べて来年度に繰り越すとありますので、そんなに問題はないと思いますが、ただ、水道設備の更新ということでもありますので、こうやって予算をつけた中で今回執行できないことによって計画が狂ったり、市民サービスに影響がないのかをお聞きします。

○（水道）整備推進課長

できなかった工事があるかということでございますけれども、上水道と下水道あわせてできなかった工事がございまして、一つが、国からの補助金の内示額が当初予算計上額よりも減額となったため、下水道のマンホールポンプ場の施工箇所数を減らした工事が一つございます。それと、配水管整備と汚水管の布設工事がそれぞれ1本ずつ入札の結果不調となったことによりまして施工ができなくなった現場がございます。

○鈴木委員

そういったことで、水道設備は毎年更新するというので、延々と更新し続けるのかという気がしますが、そうはしましても、やはりインフラ整備は必要でありますので、計画的に行っていただきたいということでもあります。

それで、11ページに参ります。4の人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）の件で⑤、⑥、⑩、東アジア等販路拡大支援事業費並びに「小樽産品」販路拡大支援事業費、それと東アジア圏等観光客誘致広域連携事業費補助金、この3点の説明を願います。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、1点目の東アジア等販路拡大支援事業費でございます。

これは平成22年度から開始しました通関等の費用補助と23年度から始めました海外向けの商談会、展示会等への費用補助ですけれども、それを24年度に事業を統合しまして、標記の事業名で進めております。まず22年度から始めた通関等の費用補助でございますけれども、中身としては、通関の手続に関する費用、それから食品関係で言えば輸出するのに衛生証明等必要になりますので、その請求関係の手続に関する費用、あと商品販売手続に関する費用の三つの区分になってはいますが、25年度の予算で言えば、それぞれ5商品が利用されると見込んで80万円の予算づけをしておりました。これが実績としてはゼロ件だったわけでございまして、要因としては24年度から対象国を東アジアから東南アジアと拡大しているわけでございますが、当初この事業を始めたときは、中国のみを対象にしていたわけでございまして、御承知のとおり、中国関係の利用がほとんどだったわけですが、尖閣諸島問題以

降、なかなか利用の実績が伸びていないというところが一つと、もう一つ、補助要件の一つに輸出しようとする相手国へ過去に輸出した実績がない商品ということがありまして、新たな国だとか新たな輸出商品が対象だということで 2 回目、3 回目は使えないこともありまして、なかなか新たな輸出国だとか新たな輸出商品が増えていかないということで減少傾向でありまして、昨年度はついにゼロになってしまったということで残念に思っております。この辺の経過等を分析して、これからに生かしたいと思っております。

もう一つの商談会、展示会等の費用補助でございますけれども、全体で 15 件、上限額 15 万円と決めておりますので、予算額は 225 万円としておりました。25 年度で言えば 6 件の実績で、51 万円の決算となりました。この減少の要因としては、23 年度、24 年度というのは、小樽市や、北海道、あと関係団体もそうですけれども、国の緊急雇用創出事業や、その他いろいろな海外向けの販路拡大事業が豊富だったこともあり、企業側にとって少ない費用負担で参加できる事業も大変多かったという背景があったのですが、昨年度はそういう事業が少なかったところから、市内の企業がなかなか外に行く事業に参加していないということで件数が減った。それから、上限額の 15 万円に満たない申請が多かったということで、少ない決算で終わったと分析しております。

あと、2 点目の「小樽産品」販路拡大支援事業費でございますが、これも中身は二つになっておりまして、小樽の企業に積極的に道外で営業活動していただく、小樽産品を積極的に道外に販売しようという目的で、一つは道外展示会への出展費用、予算額で言えば 400 万円と、二つ目が道外物産展等の拡充費用ということで、これは商業労政課が担当になりますが、こちらの費用は 180 万円で合計 580 万円を 25 年度予算づけをしておりまして、25 年度から始めた事業になります。

1 点目の道外展示会への出展については、当初の予算上は北海道商工会議所連合会全体で 100 ブース展開しているのですが、その中の 10 ブースを小樽市コーナーとして展開しようということで、事業費は当然市費のみで、これを業者委託で行おうとして予算づけをしておりました。実際、実施においては、なるべく市費の負担を抑えようというところもございまして、道の補助など使えないかということで検討した中で、市が事務局を担当し産学官から成る実行委員会を組織しまして、道の補助金を活用しようとして申請したところ採択となりまして、実行に移したわけでございます。全体の事業費としては 400 万円の予算を見ていたのですが、結果としては 318 万円程度の事業費となり、そもそも事業費が減少したという部分もございまして、そのうち約半分の 150 万円は道の補助金の歳入があり、市費の負担は 168 万円を済んだということで、予算額に比しては 232 万円の削減ができたということで決算が少なかったということでございます。

もう一つの小樽の道外の物産展等の費用の補助でございますけれども、これは物産展の新規の会場を 3 か所増やそうということで 20 万円の 3 か所で 60 万円と考えていたところ、2 か所しかできなくて 31 万円程度になったことが一つと、もう一つは、セレクトショップを展開しようということで 20 万円の 6 か所で 120 万円の予算にしておりました。これは 6 か所できたのですが、決算的には 116 万円で、合わせて 147 万円程度ということで、40 万円程度少なく済んだということになっております。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

三つ目の東アジア圏等観光客誘致広域連携事業費補助金についてでございますけれども、この事業につきまして、予算 500 万円のところ、執行額が 150 万円 350 万円が不用額となっております。これは 25 年度に新たに小樽・北後志広域インバウンド推進協議会、これは 6 市町村で構成しているのですが、こちらの事業として当初計画にあったスポーツツーリズム事業を協議会で実施したということでございますので、事業費的には大きいですが、当初の事業計画にある事業は事業主体を変えて実施しているということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○鈴木委員

今ずっとお聞きして、子宮頸がんワクチンの件とそれから上下水道は別ですけれども、私が言いたいのは決算で

すから、一つ一つの事業がどうかというのは各常任委員会等でやっていくことだと思います。

ただ、予算をつけてこういうボリュームでこういう事業をやるということですので、その事業のボリュームは縮めないでいただきたい。ほかからお金を引っ張ってきてできたとか、そういうことであれば結構でありますけれども、当初はそういった形で波及効果並びに効果をいろいろ求めているわけでありますから、やはり発想の時点で最終的にその執行額に達しないような計画ではなく、きちんと検討してやっていただきたいというのが趣旨であります。そういった意味では、今後もよろしくお願ひしたいということでもあります。

最後に、171ページに自然の村費というところがあります。こちらは執行額が約7,216万円、そのうち管理代行業務費等として6,800万円執行されています。この自然の村ですけれども、使用した実績と申しますか、入村者数を過去3年間ぐらいお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）農政課長

自然の村の入村者数の推移ですが、平成25年度決算でいきますと、一般の方が1万5,180人、中学生以下1万2,800人、24年度につきましては、一般の方が1万7,587人、中学生以下1万3,039人、23年度につきましては、一般の方は1万5,848人、中学生以下1万871人となっております。

○鈴木委員

この中で、平成25年度で結構ですけれども、宿泊者数についてこちらに資料がありますが、一般が1,945人、小・中学生が3,980人になっておりますけれども、特にお聞きしたいのですが、小・中学生の中で小学生、これは大体の小学校が自然の村で1泊研修会を行われているということでもありますので、この1泊研修会で参加されている小学生は何人いらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○（産業港湾）農政課長

小・中学生の利用状況ですが、平成25年度、小学校が44校で2,408人、中学校が20校で1,072人、それから24年度は、小学校が45校で2,550人、中学校が20校で975人、23年度も同じような数字ですが、小学校が44校で2,237人、中学校が24校で1,428人となっております。

○鈴木委員

そこで本題ですが、先ほど7,216万7,722円を支出していて、使用料収入が1,467万1,100円であります。約5,000万円以上の差があるのです。

私は、おたる自然の村は、安くて利用できて、そして、なくてはならないと思っています。ただ、言えているのは、同じ5,000万円なりのこちらの持ち出しがあるのであれば、もっとたくさんの人に利用していただいて、小樽中の人があそこを利用してよかったね、いいところだねということで差額がそうだというのなら納得ができるのですが、先ほど言ったように、小学校の研修会で使っているのが小学生の入村のほぼ9割で、一般の方とか、そういう方の宿泊がすごく少ないです。それから、パークゴルフの利用客も800人ですから、土日だけ入って、ほかの日はゼロという形なのでしょう。そういったことを考えますと、存続していただきたいですけれども、もっとたくさんの方に使っていただき、なおかつこれぐらい持ち出しがあるということならあれですが、本当に今ですと、まちの中でおたる自然の村の話をしてよくわからない、行ったことがないとか、そういう方々が多いわけでありませう。だから、すごくそういった意味ではもったいないし、困ったと思っています。今後の考え方ですけれども、こういった状態をどうお考えなのかをお聞かせいただいで終わりたいと思います。

○（産業港湾）農政課長

PR不足だと痛感しているのですが、今後はホームページに公開して少しでも近郊の方に来ていただくことを目標にしたいと思っておりますし、あと、余市、仁木、真狩の道の駅等にパンフレットを置いていただくように頼んでおります。あと、それから行事等開催のたびに報道機関の方にお願ひして行っておりますし、施設PRのための事業ということで、こどもの日のイベントや秋の村まつり等を行っていますが、やはり口コミが一番大切ではない

かと考えております。私も 9 月 23 日にある団体で研修室を使ったのですが、初めて使ったという方が、こんないいところがあるのですかと言ったぐらいですので、やはり PR 不足だと自覚しておりますので、今後は、せっかく立派な施設でございますので、より有効な使い方をおたる自然の村公社の方と考えながらやっていきたいと思っております。

○鈴木委員

最後に、私は 4 年ぐらい前にも同じような質問をしております。しかし、逆に入村者数は少なくなっている状態でありますので、今の言葉を信じていますけれども、本当にお願ひしたいということで終わりたいと思います。

○（財政）財政課長

一つ訂正させていただきます。

先ほど子宮頸がんワクチンの緊急促進事業の不用額のところで、特定財源もあるということで答弁を差し上げたのですけれども、これ全て一般財源でございましたので、この分は純然たる不用額という形になります。

あと先ほど黒字に含有しているというような表現をさせていただいたのですけれども、正しくは収支不足を財政調整基金を繰入れすることによって黒字を出しておりますので、この不用額によって財政調整基金の繰入金が増減できたというのが正しい表現でしたので、おわび申し上げます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 56 分

再開 午後 3 時 14 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

○（財政）財政課長

先ほど鈴木委員の質問の中で、たびたびで申しわけありませんが、労働費の説明のところで、24 年度の緊急雇用創出事業で中国・韓国人観光客に対応する人材育成事業費 3 億 5,000 万円が皆減、25 年度は新卒未就職者と地元定着を目指した地域人材育成事業費 1 億 5,000 万円が増、その差 2 億円の減という形で答弁させていただきましたが、正しくは 3,500 万円、1,500 万円、2,000 万円が正しかったので、訂正させていただきます。申しわけありません。

○委員長

公明党の質疑に移します。

○松田委員

最初に、教育委員会の事務の点検及び評価報告書に基づき、教育委員会に質問いたします。

◎児童・生徒の安全・安心について

児童・生徒の安全・安心について質問させていただきます。

評価報告書 34 ページに学校災害共済事業というのがありまして、内容としては、「学校の管理下における児童生徒の災害に対する災害給付制度に加入しています」ということで、平成 25 年度の給付人数が 1,107 人いることになっております。そこで、その主な給付内容についてお聞かせ願います。

○（教育）学校教育課長

この災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者である市との契約により学校

の管理下における児童・生徒の災害、種別としては、負傷、疾病、障害、そして死亡になるのですが、そういった災害に対して医療費ですとか、障害見舞金又は死亡見舞金の支給という、災害共済給付を行うものでございます。

実際の給付内容でございますけれども、実はこの日本スポーツ振興センターとはオンラインで業務がつながっております、給付状況の給付額としたら、大枠でしか計算されておりませんで、医療費につきましては、小学校で386件の191万177円、中学校は720件で582万6,707円で、医療費、負傷と疾病合わせて1,106件の773万6,884円という形になっています。あと障害見舞金が1件ございまして、これは中学校ですけれども、550万円の支給となっておりまして、合計しますと1,107件の1,323万6,884円という内訳でございます。

○松田委員

それで、学校の管理下における児童・生徒の災害ということなのですが、学校の管理下とは、具体的にどのような状況をいうのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

学校の管理下におけるという部分ですが、授業中はもちろんですけれども、例えば遠足や修学旅行、そして部活動も含まれます。また、通常の経路及び方法により通学する場合、つまり登下校中も学校の管理下に含まれてございます。

○松田委員

それで、今お聞きしたところ、登下校時にも入るということですが、給付内容のうち、登下校時における事故等の件数は押さえていますでしょうか。

○（教育）学校教育課長

登下校中のものとして給付対象になったものですが、小学校では24件、中学校では7件の計31件でございます。なお、交通事故などのいわゆる第三者加害行為については自賠責等で補償されるため、このセンターの給付制度からは対象外となっております。

○松田委員

今、登下校時の件数をお聞きしましたが、この中で今回の学校の統廃合により長距離通学になったことが影響した部分というのはありましたでしょうか。

○（教育）学校教育課長

平成25年度においてはございませんでした。

○松田委員

皆さんも御存じのとおり、今回、神戸で痛ましい事件がありました。あの子供はいったんうちに帰ってから出たということで、先ほどの学校の管理下という部分ではないと思いますが、いろいろな事故があったときに、登下校時の連れ去りだとか災害があったことが新聞報道にも載っております。それで、やはり登下校時の安全対策が大変重要になっているのではないかと思います。

それで、登下校時の安全対策として市の教育委員会として取り組んでいることがあれば、どのような取組をしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育課長

登下校時の安全対策といたしましては、まず小学校の新1年生に対し、防犯ブザーを配付しております。また、これは市の事業ではないのですが、日本マクドナルド株式会社から寄贈を受けました防犯笛も小学校の新1年生に配付しております。あとは、各学校で作成しております通学路の安全マップによる注意喚起ですとか、ほくとくん防犯メールの全小学校での登録、そしてあとPTAや地域の方々による安全パトロール、そして子ども110番の家などの活動を行っているところでございます。

○松田委員

今、防犯ブザーの貸与ということが御答弁でありましたけれども、防犯ブザーの貸与で、もし故障だとか、紛失した場合の対応は、どのようになっていますでしょうか。

○（教育）学校教育課長

防犯ブザーにつきましては、実は平成17年度に小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒に一斉に貸与しまして、その次の年から中学校3年生が卒業して使わなくなった分を新小学校1年生に貸与する方式でスタートしたところですが、当初は納入業者において無償で修理や交換を行っておりましたが、2年ほどでその対応がなくなりまして、19年度からは現在のように新小学校1年生に配付して、配付時に不良品があった場合は交換に依拠しているのですが、それ以外、いわゆる経年劣化や使っていて故障した部分については、現在、交換という対応はしておりません。

○松田委員

一応、中学校を卒業するまで防犯ブザーを貸与するということですが、卒業したときには返してもらうのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

平成17年度のスタート時は返していただいて次の新小学校1年生にという形でしたが、今は、実質的に配付という形になっていますので、今の中学校3年生は卒業するときに回収することはしておりません。

○松田委員

それから、先ほどの安全対策の中に子ども110番があるとお聞きしましたが、私も歩いていると、よく子ども110番というステッカーが張ってある家を見かけることがあるのですが、この子ども110番に子供が駆け込んだとか、救助を求めてきたというのは今までありましたでしょうか。

○（教育）学校教育課長

子ども110番につきましては、PTA連合会で事務局を担っておりまして、そこに確認しましたところ、まず、はっきりとした登録数は把握していないということだったので、毎年ステッカーを更新するというだけでいけば、1,000件以上はあるということでした。ただ、実際に子供が駆け込んできたなどの数字は押さえてございません。

○松田委員

先ほども申しましたとおり、本当に今、子供たちが危険にさらされている部分もあります。そして、先ほど言いましたとおり、神戸の痛ましい事件もありますし、人間関係が希薄になってきている部分もあると思いますので、とにかく児童・生徒の安全・安心は、どんなことをしてでも大人たちが守っていかなければならないと思いますので、この安全対策については万全な体制を整えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎保護者アンケートの実施について

次の質問に行かせていただきます。

評価報告書の20ページに保護者アンケートの実施ということで、「学校の自己評価の充実を図るため、各学校では保護者アンケートを実施しています」と記載されておりました。

それで、この保護者アンケートについてどのような内容なのかお聞かせ願います。

○（教育）指導室主幹

各学校では学校評価の一環として保護者からの意見や要望を参考にしながら、学校の教育活動の改善、充実を図るため、保護者アンケートを実施しており、学校経営方針に基づいて、例えば学力向上の取組や学校行事の持ち方、それから学校からの情報発信のあり方など、そういう内容について学校ごとに質問項目を設定いたしまして、実施しているところでございます。

○松田委員

今お聞きしましたところ、アンケート内容はその学校で内容が違うということですが、自己評価の充実を図るためにこのアンケートは実施しているということですが、アンケート内容についてはどのように活用されているのかお聞かせ願います。

○（教育）指導室主幹

学校では保護者からのアンケート結果を基に、児童・生徒の教育活動の改善に努めておりまして、一例を挙げますと、例えば保護者から担任との個人懇談を行ってほしいという要望を受けて、個人懇談週間を設けるようにした学校もございますし、児童・生徒の帰宅時刻を心配する保護者からの要望を受けまして、学校行事の開催時刻を変更した学校があるなど、保護者の声を生かした教育活動の改善が図られております

○松田委員

アンケート結果については、どの範囲まで公表されているのでしょうか。

この公表によって、内容は各学校で別々ということですが、他の学校と比較して保護者の間でうちとこで違うとか、そういう格差につながる心配はないのか、その点についてお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

保護者アンケートの結果については、市内全ての学校において、学校だよりや学校から発行する資料によって保護者に対して結果が伝えられております。それから、学校によっては、ホームページにも公開しているところもございます。また、保護者からの要望に対して、校長が個別にその保護者に手紙によって回答している学校もございます。

学校間の格差という部分がございますけれども、まず質問内容が違います。それから、各学校の課題等もさまざまでございますので、それによって学校間の格差うんぬんよりは、保護者の現在の要望をしっかりと学校が受け止めて、学校としてどのように改善していくか、そういうところの充実を図ることを目的として行われているものでございますので、格差という部分では心配はないと考えてございます。

○松田委員

◎おたる地域子ども教室について

次に、報告書22ページ、おたる地域子ども教室について質問させていただきます。

評価報告書によりますと、点検及び評価の今後の取組方向の中に、「平成25年度の「おたる地域子ども教室」では、利用率は上昇しているものの、一部の学校ではボランティアの不足により実施回数が制限されていることや、ボランティアが不在のため開設できない学校もある」という評価が載っておりますけれども、このおたる地域子ども教室について、最初に事業内容を具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

地域子ども教室の実施内容についてでございますが、これは地域のボランティアの皆さんに見守りの安全管理スタッフ、それと子供たちと一緒に遊んでいただく活動リーダーとして登録いただきまして、小学校の体育館や図書室などの特別教室の開放をいたしまして、子供たちが自由に活動するための安心で安全な居場所を提供することを目的として実施しております。また、専門の指導者によるスポーツチャンバラ、タグラグビーや琴の演奏など、各学校を巡回し、体験講座を開設しております。平成25年度は小学校24校中16校において、地域子ども教室を開設しておりまして、活動を支援いただく地域のボランティアにつきましては、90の方が登録いただいております。

○松田委員

それで、先ほども言いましたとおり、ボランティアが不足して実施できない学校もあると記載されていましたが、この実施できない理由というのは、ボランティアの不足によるものなのか、実施できなかった理由はわかりますでしょうか。

○(教育)生涯学習課長

これにつきましては、さまざまなものが考えられますが、まずボランティアの不足の部分につきましては、地域の方にいろいろお願いするのですが、なかなかその活動を、例えば土曜日の午前中に実施するのですけれども、その時期に予定が合わず登録いただけないということにつきましては、学校を通じて地域の方にお願いしているのですが、なかなかそのボランティアが集まらないという現状がある学校もあります。

○松田委員

今は、平成25年度の実施状況でしたけれども、現時点で結構ですので、26年度の実施状況はどのようになっていますでしょうか。

○(教育)生涯学習課長

今年度の実施状況でございますけれども、今年度は手宮小学校が体育館の改修工事を始めることから、今年度は実施しておりません。また、桂岡小学校につきましては、子供たちのニーズがないため未実施となっております、全体で14校で実施している状況でございます。昨年度の同時期で比較した場合でございますが、学校によりまして増減があるものの総体的には減少している状況でございます

○松田委員

評価報告書の42ページで学識経験者の小樽商科大学鈴木副学長からの意見で、おたる地域子ども教室の実施校減による利用者減については対策を練るべきであると載っていましたが、この利用者減に対して、今年度以降どのように、取り組もうとしているのか、その点についてお聞かせ願います。

○(教育)生涯学習課長

子供たちの参加が減少傾向にあるということでございますが、これにつきましては、子供たちが少年団活動や地域活動などに参加することで自発的に自分の居場所を確保して活動している、こういった子供たちもおります。それはそれで大変望ましい姿ではありますが、しかし一方ではそうではない、例えば家に閉じこもってゲームをして1日を過ごすなど、そういった子供も多いと聞いてございますので、子供たちにとって魅力のある体験メニューの設定や保護者から子供の参加を促していただけるような学習効果の高い体験メニューなどを設定いたしまして、魅力のある場所づくりに努めていきたいと考えております。

また、現在実施していない学校についてでございますが、学校と協議を行いながら、臨時的な体験又は学習講座の開設など、こういったものを検討いたしまして、将来的には年間を通じて開設できるような取組を進めていきたいと思っております。

○松田委員

◎小樽市民大学講座について

それで、同じく鈴木副学長から、今の地域子ども教室の利用者減と同様に、市民大学講座での受講者数半減であると。特に、この市民大学講座の半減については、その原因を分析した上で対策を立てる必要があると評価されているのですが、この市民大学講座の受講者半減について、原因の分析だとか、どのような対策を練ったのか、その点についてお聞かせ願います。

○(教育)生涯学習課長

市民大学講座の受講者半減の原因とその対策についてでございますが、平成24年度実施時に大きく受講者が減少したところでございます。

その要因といたしましては、財政状況が厳しくなりまして、23年度の講座終了後に収支バランスのとれた講座開設につきまして検討を行いまして、支出の中の約8割を占めております講師謝礼金、それに伴う旅費、それと会場使用料について見直しを行いました。

まず、会場を小樽市民センターから小樽経済センターのホールに変更いたしまして、講師につきましても、道外

講師を 2 人から 1 人にしまして、全体で 5 人に変更いたしました。それに伴いまして、受講料の一部を見直しまして、1 講座受講券を 2,000 円から 1,500 円といたしました。その結果、全講座の受講者数が 123 人から 53 人と大きく減少したことに伴いまして、延べ受講者数につきましては 300 人となりまして、大幅に受講者数が減少したものであります。

しかし、これによりまして、収支バランスのとれた運営が可能となりました。また、昨年度から移動型講座を取り入れまして、より効果的に受講できるものとして、公会堂や美術館などの施設も活用しております。

今後も市民に継続して学習機会を提供するために、延べ受講者数を 400 人程度の中で収支バランスのとれた持続可能な現在の開設方法で実施していきたいと考えております。

○松田委員

いろいろ対策を練っているということですが、今年度の市民大学講座はもう終了していると思いますが、今年度の市民大学講座の受講状況はどのようになりましたでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

今年度の実施結果でございますが、今回は道外講師 1 名、道内講師 4 名の計 5 講座を定員 370 名で開設いたしました。今年の移動型講座として日本銀行旧小樽支店金融資料館と市立小樽文学館で 2 講座を開設いたしまして、延べ受講者数につきましては 422 名となり、昨年度より 33 名ほど上向いております。

○松田委員

上向しているということで安心しましたけれども、受講者からアンケートをとっていると聞いております。受講者の方からの意見には、どのようなものがありましたでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

アンケートの実施結果でございますが、今年度の受講申込者は全講座で 67 人の方に申し込みいただきまして、あと 1 講座 153 人、合計 220 人の申込みがございまして、48 人の方からアンケートへの回答がございました。

アンケート項目といたしまして、講座開催を知った媒体、受講動機、希望する講座分野、希望する講師、御意見・要望などの項目で調査を行いました。

今回の講座で特徴的な回答といたしましては、講座の内容といたしましては、政治・経済や文化・芸術、地域に関する分野の希望がございました。また、講師につきましては、小樽出身の著名人や今話題となっている方などを希望されております。さらに、今回の講座の内容につきましては、内容が時勢にタイムリーであったこと、それといろいろな会場での講座は楽しい、そういった意見がございました。

○松田委員

それで、この市民大学講座は本当に生涯学習ということで取り組んでいることだと思いますけれども、今後の取組について最後にお聞かせ願います。

○（教育）生涯学習課長

今後の取組についてでございますが、市民大学講座は 5 講座を通して、受講いただくことを基本として実施しております。小樽市内において他にこのような形式の講演会が開催されていないことや、この講座そのものが 40 名以上の同様の形態で実施してきたという歴史もございますので、今後もこの 5 講座で 5,000 円という安価な受講料で市民の皆さんに受講いただくことができるよう、学習機会の提供に努めていきたいと考えております。

また、その時々での話題や、また、今日的な課題に対応する市民ニーズを捉えた魅力ある講座の開設について継続して取り組んでいきたいと思っております。

○松田委員

この市民大学講座については、歴史もありますし、毎回いろいろな講師を招いてやっているということで、毎年継続して参加されている方もいると思いますので、この点についても今後しっかり取り組んでいただきたいと思います。

ます。

◎奨学金について

次に、教育委員会に対して、もう最後になります、奨学金についてお伺いいたします。

決算説明書にもありますけれども、奨学金につきましては、平成22年度からは給付になったということで返す必要がなくなったわけですが、21年度までは貸与ということで奨学金は返さなければならないとなっていますが、未償還金の状況についてはどのようになっているのかお聞かせください。

○（教育）学校教育課長

平成25年度末で未収金は771万6,600円となっております。

○松田委員

先ほど言いましたとおり、これは返さなければならないものですが、滞納されている方、返還されていない方への対策はどのようにされていますでしょうか。

○（教育）学校教育課長

毎年、現年度の未納者及び過去5年間に未納のある方を対象に、書面による督促を行っております。

○松田委員

この約771万円の未償還金があるということですが、この未償還金に時効はあるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

奨学金の返還金につきましては、私法上の債権であるため民法の規定が及びまして、時効は10年になっております。ただ、債務者からの時効の援用、つまり時効である旨の主張がないため、時効の援用がなければ時効にならない形になっていますので、現在、不納欠損等の処理は行っていない状況でございます。

○松田委員

これは高校生に対する奨学金だと思いますけれども、一般的に今、奨学金が返還できないで大変苦慮している方も、実際に社会人になってから奨学金の返還が非常に苦しいというお話も聞いたことがございます。今は給付ということで返還しなくてもいい人と、5年前の奨学金については返さなければならない人と、いろいろな状況があって給付になったと思うのですが、この点についていろいろと苦慮されている方もいると思いますので、未償還金については、どちらにしても返さなければならないものですので、いろいろ皆さんの事情を聞きながら取り組んでいただければと思います。

では、教育委員会への質問は、これで終わらせていただきます。

◎移住促進事業について

次に、事務執行状況に基づいて質問させていただきます。

最初に、企画政策室の移住促進事業についてお聞きします。

これは、昨年もお聞きしているのですが、人口減対策としてどの自治体もこの移住促進には力を注いでいると思います。本市も東京で開催された移住フェアに参加したようですが、この移住フェアの来場者数や、世帯など、押さえていたらお示し願います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

移住フェアについてのお尋ねですが、平成25年度は11月に北海道暮らし・フェアということで参加しました。会場全体の来場者数は1,250名で、小樽のブースでの相談につきましては、50組という状況でございます。世代につきましては、やはり60歳代の退職後の世代が多い状況でございますけれども、30歳代、40歳代といった比較的若い相談者も見えられてございました。

○松田委員

それで、移住促進する相談が37件あると説明書にありますが、主な相談内容、相談者の地域と年代がわかればお

聞かせ願います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今委員がおっしゃいました37件というのは、市の窓口で相談をいただいた件数でございますが、移住フェアの会場でもそうですが、やはり一番多いのは住宅に関する相談の部分でございます。そのほか、やはり若い方の問い合わせもございますので、仕事の関係ですとか、あとは1か月以上の長期滞在といったメニューもございますので、そういった問い合わせが多い状況でございます。

○松田委員

そして、平成24年度に移住お試しツアーを行ったということは聞いているのですが、25年度にはこのお試しツアーがされていないです、実施しなかったのは、効果がなかったからなのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

移住のお試しツアーということで、平成24年度は小樽ロングステイということで、冬場の2月に1か月間実施をいたしました。目的としましては、移住促進はもとより、体験者の方に取材などもさせていただきましたけれども、冬場の生活の情報発信をしたいという目的のもので開催をいたしました。ある程度の期間、小樽で生活いただきますので、それなりの経済効果は当然あるのですが、実際の移住にはなかなか結びつかないという状況にございまして、北海道内でもいろいろな自治体で同じような取組をやっておりますけれども、なかなか実際の移住には結びつかないところが課題となっております。

そういったことから、効果を見て、25年度は実施をしなかったというふうなことでございます。

○松田委員

移住希望者にとって小樽の魅力や、また、懸念されていることには、どのようなものがあるでしょうか。押さえていたらお知らせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

魅力という部分で把握している範囲で特徴的な点といたしましては、やはり港町であり、歴史的な建造物が残るまちの雰囲気ですとか、あとは小樽の人の魅力に引かれたといったような理由が把握しているところでございます。また、そのほか、海、山があり、自然に恵まれているということですか、まちの規模がコンパクトで暮らしやすいという点をお話しいただいているところでございます。

一方、ネックといいましょうか、これは小樽に限らないですけれども、やはり御年配の方につきましては、冬の生活をなかなか心配される方が多いという状況もございまして、あとはやはり若い方も含めまして、雇用の場ですとか、住環境ですとか、そういったところの充実を今後検討していく必要があるのかというふうに考えてございます。

○松田委員

移住決定人数が3件で8人となっております。昨年は単身世帯が多かったようなのですが、昨年の移住してきた方の世帯構成だとか、また、促進事業が始まって以来の小樽に移住してきた人の人数をわかればお知らせ願います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

3件8人というのは市の窓口で問い合わせをいただいて、その中で把握できた人数ということで、必ずしも移住されてきた方全員を把握している数字ではないということは、ひとつ御理解いただきたいと思います。

逆に、相談がなくても小樽に移住されている方も相当数いらっしゃるということで考えてございまして、最近の新聞報道などでも、カフェをやられているですとか、何かお店を出されているですとか、あとは作家、こういった方も小樽に移住されているというお話も聞いてございますので、窓口を通さないで自分でいろいろ調べて移住されている方も増えてきているのではないかと考えてございます。

○松田委員

先ほど言いましたとおり、人口減対策ということで小樽も検討会議が設けられたようですけれども、この移住促進事業は人口減対策としても大変重要なものと思われま。今後の取組についてお聞かせ願います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

まずは、トータルにまちの魅力を磨いていくということは、一つ大事なのかなというふうに考えてございまして、先ほど申し上げました例えば雇用の場ですとか、子育て環境ですとか、住環境ですとか、そういった充実というのは、移住も含めて人口対策という観点でも重要な点であると考えてございまして、今後、人口対策を議論していく中で、効果的な取組は検討してまいりたいと考えてございまして。

○松田委員

今後この移住対策については重要になってくると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

○千葉委員

◎学校給食費について

学校給食費について伺います。

私会計ですので、数字的なことを伺いたかったのですが、後ほど資料で出していただくことにして、今日は少し絞って質問したいと思います。

先ほど平成25年度の収入率が98.5パーセントということで、上野委員の質問に対して答弁があったと思うのですが、過年度分の収入率はどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校給食センター副所長

平成25年度の収入で申し上げますと、24年度分が収入額として約46万円、収入率で8パーセント、23年度分として約25万円、収入率で4.76パーセントとなっております。

○千葉委員

状況的には毎年度変わりなく、少し収入率が低いという感想を持っています。

次に、支出についても状況を伺いたかったのですが、これについても数字的なことですので、後ほど資料でいただきたいと思います。

それで、繰越金額ですけれども、前年度の繰越金額と次年度に繰り越した金額、平成25年度の決算上の数字ですが、その数字を示していただきまして、差額についてもお聞かせ願えますか。

○（教育）学校給食センター副所長

前年度の平成25年度に繰り越した金額でございまして、2,300万円となっております。25年度から今年度、26年度に繰り越した金額が1,200万円となっております。

○千葉委員

今、繰越額について答弁がありました。今回は非常に減ったということで、差額は増えているのかと、繰越額は今までずっと増えてきていたもので、そういう感想を持っていたのですが、繰越金の利用というのは、不足したときには、そこから流用して使ってもいいという考えで今まで来たのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

そのように対応してまいりました。

○千葉委員

質問の想定としては繰越額はそれほど変わるものではないという思いがありまして、このまま長い間、積立体的に見過ごしていくのはどうなのかという視点で質問をしたかったのですが、かなり減ったということでもあります。

この要因についてはどのようなことがあるのでしょうか。

○(教育)学校給食センター副所長

昨年度は、食材費、特に生鮮食品、野菜類の高騰がございまして、1食単価において約9円食材費が値上がりしたことが大きな要因でございます。

○千葉委員

実際は給食費として納めていただいた金額以上にかかったということで、それを今までの給食費の積立てから払ったことに対しては、何も問題ないと捉えていらっしゃるのですか。

○(教育)学校給食センター副所長

昨年度、当初予想していたよりも食材費が大きく上がったということで食い込んでしまいましたが、今後は、なるべく食材の動向あるいはメニューの工夫等で通常は対処してまいりたいと考えております

○千葉委員

今おっしゃったように、食材が急騰すると不足する事態というのは起こり得ると思っています。予算も急激に台風ですとか、自然災害等で上がるということで、確かに繰越金を使わなければいけない事態もあると思うのですけれども、そもそも今まで積み上げてきた繰越金を、その年度の不足分に充てること自体が私会計で認められているのかどうか、その考えについてしっかり整理する必要があるのかと思っています。他の自治体では、2年たったら、現金で戻すとか、また、いろいろなデザートに変えて出すですとか、必ず繰越金は誤差はゼロにして予算組みをして、不足した場合は一般会計等々で補うということをきちんとルール化して行っている自治体もあるということからも、少し整理する必要があるかと思えますけれども、その辺についてはいかがですか。

○(教育)学校給食センター副所長

確かに、御指摘のとおり、そういった部分での整理は必要かと思えます。また、以前より話をさせていただいています、公会計化の研究等も含めての課題と認識しておりますので、今後そちらも含めて研究、検討してまいりたいというふうに考えております。

○千葉委員

最後の答えが出てしまってあれなのですが、本当に公会計にするには、たぶんすごく大変な作業ですとか、調整等必要かと思うのですけれども、それに向けてこの繰越金については今時点でどういうことが適正なのかということも、しっかり検討をお願いしたいと思います。

先ほど未納額について上野委員の質問に対しての御答弁もありましたけれども、平成25年度は約590万円、件数についても約220件ということで、ほぼ横ばいというお話がありました。民法上という話がありましたけれども、時効が2年となっておりますが、今回、滞納の不納欠損額はどのくらいになったのですか。

○(教育)学校給食センター副所長

今年度は2年たったものとして、平成23年度分の490万円を不納欠損という形で処分しております。

○千葉委員

これについては、これまでの答弁から、2年たってもいろいろな形で催促していると思うのですが、この予算ですとか、決算の状況というのは、給食の運営協議会でいろいろ検討がなされているのかと思えますけれども、この滞納状況について運営協議会の中ではどういう意見があるのか、また、その対策について先ほどから話がありましたが、教職員の集金に対する負担についてどういう意見があるのかと思っています。

昨年は何うと、教育委員会としては、教職員の負担している状況を押さえていないという話でしたけれども、実際にはあると思っておりますので、その辺についての協議会等での話し合い、どのような意見等が聞かれるのか、お聞かせ願います。

○（教育）学校給食センター副所長

運営協議会での学校給食会計のあり方、こういった問題についての意見でございますが、例えば未納対策について法的手段なども含めたより効果的な対策を実施すべきではないか、あるいは給食費の収入事務、歳入の事務等については、給食センターで行うべきではないかといった意見も出されております。

○千葉委員

この給食会計、やはり昨年は着服、流用問題が事件になりまして、小樽市の体制はどうなっているのかと気になったところです。給食会計の管理体制についてお聞かせ願います。

○（教育）学校給食センター副所長

給食会計の管理でございますが、まず食材の選定に当たりましては、外部の方々、運営協議会のメンバーですけれども、そういった保護者、教職員にも入っていただいた物資選定委員会で選定を行い、献立に合わせた発注量の決定、それから発注書の作成、発注書確認・送付、こういった一連の流れにおいて、複数の担当者による内部チェック体制をとっております。また、実際に納品されたものは委託業者による検収、それから委託業者が検収したものを給食センター栄養士による確認、こういった形で内部牽制を図っております。さらには、実際納品されたもの、それから発注をかけたものを突合チェックし、それから業者別の納入調書の作成をしますが、これは発注にかかわった栄養士とは違う栄養士でチェックを行います。最終的に各業者から来た請求書との突合作業を給食センターの事務方で行う形で複数の目を通すことで内部牽制を図っております。また、この間、一切現金での取扱いはせず、全て口座振替で行うということで、現金にまつわる事故を防いでおります。

○千葉委員

先ほどお話があった、公会計化については、小樽市でも、先ほどの繰越金の使い方ですとか、未納に対する対応、教職員の負担等も含めて考えても、やはり今のままではいろいろ検討していかなければならない事項が非常に多くなってきたと思うのです。今回1,200万円まで次期繰越金が減った状況を考えると、もし来年消費税も上がり給食費はどうするとなって、さらには今回のようにいろいろな青果品が上がったとすれば、一般会計も含めていろいろな状況が起きてくると考えています。完全給食を行っている163市町村のうち、公会計は85市町村まで増えていますが、本市も公会計に向けては前向きに検討されているという見解でよろしかったでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

公会計化につきましては、現在、各都市の状況を研究しているほか、この夏、小樽市で開催されました学校給食研究大会でも、私会計から公会計に移行したまちの事例など議題に上っております。こういった議論の中で、公会計に向けたいろいろな情報収集を引き続きやっておりますし、また、北海道からも公会計化に向けたいろいろな情報を提供していただけると伺っておりますので、そういった情報を集めて研究を続けてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○斎藤（博）委員

◎再生可能エネルギーの教育的な効果について

最初に、再生エネルギーに関係する部分ですけれども、太陽光発電システムというのですか、そういったものの教育的な効果について一般論というか、教育委員会としてはどういった認識をお持ちになっているか、お聞かせいただけます。

○（教育）指導室主幹

教育委員会としては、さまざまな形で環境教育やいろいろな部分でこれからを生きる子供たちにとって再生可能

エネルギーは大変重要なことであり、それはきちんと指導されていくべきものであると考えております。再生可能エネルギーの教育的効果は、十分必要であると捉えております。

○齋藤（博）委員

そういう中で、例えば長橋小学校のように太陽光発電システムを学校に置いて、使うことについてはどのような考え方をもちですか。

○（教育）指導室主幹

長橋小学校では、太陽光発電システムを使っていろいろな取組を行っています。例えば4年生の社会科の授業で、暮らしを支える電気はどこから来るのかという部分で考える場面がございまして、太陽光からも発電し、それが活用されていることが、そのシステムからわかることができます。また、6年生の理科の授業で、人の暮らしと環境とのかかわりということについて考える場面においても、太陽光を活用することが地球環境の維持に深くかかわっていることを知る上で、長橋小学校に設置されている太陽光発電システムが有効に活用されています。

○齋藤（博）委員

それでは、この間見せていただいた手宮地区統合小学校、大変立派な学校ですけれども、この学校の新築に当たっての目玉というのですか、特徴なりを説明してください。

○（教育）施設管理課長

手宮地区統合小学校の特色でございますけれども、まず普通教室に大きな特徴がございます。普通教室はオープン教室を採用しておりまして、教室と教室の間にワークスペースを設けております。このワークスペースには可動間仕切りが設置されておりまして、学年全体で利用したり、間仕切りで仕切ることによって、1クラスで2教室に使用できるなど、多様な学習内容や学習形態に対応できる配置となっております。

このほか、建物の窓には学校施設で初めて断熱樹脂サッシを採用し、外断熱工法を採用するなど、高气密・高断熱化を図っております。

校舎内の暖房設備についても、都市ガスを利用した電源内蔵型真空パネル暖房機を採用しておりまして、この暖房機につきましては、従来のFF式温風暖房機とは違いまして、対流式の暖房方式によりまして、室内の空気の乾燥を抑え、ほこりやちりを拡散させない、児童の健康面に配慮した暖房機を採用してございます。

照明につきましても、廊下にLEDを採用するなどの特色がございます。

○齋藤（博）委員

そういう学校で、立派な学校だということについては異議はないですけれども、学校をつくる際に、先ほど聞いた再生可能エネルギーに関して、太陽光発電システムの導入については基本設計なりの段階でどのような具体的な議論があったかお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

手宮地区統合小学校につきましては、基本設計は行っておりません。実施設計1本でやっておりますので、実際の内容の検討につきましては実施設計の中で行っております。

この中で、平成22年度に設置しました長橋小学校の太陽光発電システムによる教育効果ですとか、電気料金の削減効果などを検証しまして検討したところでございます。

○齋藤（博）委員

国の補助金制度の目的、それから補助率、それから補助する際の条件とか、例えば太陽光発電システムをつくったら、例えば20年使えとか10年で使えとか、そういった条件があるのかどうかを、ですから目的、補助率、条件、それから耐用年数について太陽光発電の国の補助事業としてどういうことがあるのかお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

目的につきましては、あくまで環境教育に寄与するとの設定になってございます。条件につきましては、太陽光

発電全般についての工事についてでございます。耐用年数についてですけれども、これについては詳しい耐用年数は定められておりません。使用についても何キロワット以上という条件がついているわけではなく、基本的には10キロワット以上のものについて補助の対象になってくると思います。

○齋藤（博）委員

教育委員会としては、手宮地区統合小学校をつくっていこうというときに、この太陽光発電システムを設置して教育に活用しようという議論があったと聞こえているのですが、予算要求の中でどのような扱いになっていったか、経過をお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

平成25年度の事業につきましては、手宮地区統合小学校の建築事業をはじめ、桜小学校の耐震補強及び大規模改装工事、そのほか学校給食センターの建設ということで、優先的に行わなければならない大型事業のほか、限られた予算の中で行う事業を検討したところでございます。長橋小学校の太陽光発電システムについては、子供たちの授業に実際に活用しておりますので、教育的効果は十分あると認識しておりますが、手宮小学校の太陽光発電システムにつきましては、選択と集中の観点から他に優先すべきことが数多くあったことから、見送った経過でございます。

○齋藤（博）委員

統合小学校の新築基本設計業務というのがありまして、見ていくと、委託業者ですけれども、基本は20キロワットで考えているのだけれども、この業者から教育的効果が十分ある3.3キロワットの太陽光発電システムを入れることも選択肢にありますというただし書みたいものがありまして、それであれば、コストは3分の1ぐらいで済むという部分があったのですが、絶対に20キロワットでなければならないという話でなかったのであれば、例えば3.3キロワットでコストが3分の1なるといったことについての検討というのはあったのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

3.3キロワット相当の発電設備で実際にどのくらいかかるかという金額的なものは何もなかったと記憶しているのですが、パネル自体の価格よりも建設費が上回ってくるので、極端に言うとな建設費を抑えない限りはコストダウンはしないと認識しております。

○齋藤（博）委員

それで、最終的にもう少し具体的にお聞きしたかったのは、先ほどからおっしゃっている集中と選択という部分ですけれども、最終的には教育委員会のほうで断念したと聞こえるのですが、集中と選択というのは具体的にはどういった判断がされたのか、もう少しわかるように説明していただけますか。

○（教育）施設管理課長

先ほども話しましたが、平成25年度の教育関連の事業費がかなり膨らんでいたということがございまして、その中で優先順位を決めて太陽光発電システムを見送ったということでございます。

○齋藤（博）委員

そうですか。少し根本的なことをお聞きしますが、教育委員会として再生可能エネルギーの議論というのはずっと前からあるわけですけれども、大きく環境が変わったのは、やはり3・11以降だと私は思っているのです、小樽の教育現場では、この3・11の東日本大震災を、それからそれに誘発されたと言われてはいますが、東京電力福島第一原発の事故について小樽の子供たちにどのように教えられているのか、その辺についてお聞かせ願います。

○（教育）指導室主幹

まず、東日本大震災についてでございますけれども、現行の教科書は、震災前に作成されてございますので、震災について詳しく指導する場面は教科書には示されてございません。しかしながら、学校では防災教育の一環とい

うことで、避難訓練の際の指導場面だとか、道教委から発行されている資料等を活用して、地震や津波から身を守るためにはどうしたらよいかなど指導されてございます。

また、指導する教師側の研修という部分で教育委員会としまして、昨年度から札幌管区気象台の職員を講師とした防災教育研修講座を開催して、拡大地図を囲みながら災害時の対応策などを考える災害図上訓練を行うなど、震災を教訓とした教員の指導力向上にも努めているところでございます。

続いて、福島第一原発の事故についての指導についてでございますけれども、市内の全小・中学校においては、文部科学省から提供されている放射線副読本を活用して、主に理科や社会科の時間で福島第一原発の事故による放射性物質の放出の状況が最も深刻な事故であることを表すレベル7であることや、それから事故に伴い多くの住民が避難を強いられたことなどについての被害状況について、それからまた放射線による職員等への影響、人体への健康被害などについて指導されているところでございます。

○斎藤（博）委員

そういう震災なり原発事故についての教育現場での取組の中での一環として、例えば一般論というか、長橋小学校に限らないで再生可能エネルギーについての学習というのはどのように行われているかお聞かせ願います。

○（教育）指導室主幹

先ほど言いましたように、再生可能エネルギーについては、環境教育という場面、また、教科の場面、さまざまな場面で取り扱われてございまして、具体例を申しますと、小学校4年生の理科では、太陽電池が交通標識や宇宙ステーションなどに利用されていること、それから小学校6年生では、環境を守りながら未来にわたって暮らし続けていくための工夫として、風力発電も取り上げてございます。また、中学校3年生の理科においては、科学技術の利用と環境保全のための取組として、太陽光発電所が紹介されており、さらに中学校3年生の社会科の公民的分野においても、これからの資源やエネルギーを学習する場面において、今後は安全で持続可能な新しいエネルギーが求められており、太陽光、風力、地熱などを利用した再生可能なエネルギーの開発について指導されているところでございます。

○斎藤（博）委員

この項の最後ですけれども、私が、調べていくと、国が言っている20キロワットぐらいのものをつくるとなると、3,000万円を越す予算がかかると。半分だからということで、補助額が1,575万円ぐらいなので、1,500万円ぐらいの持出しになりますという話です。結構大きいものですね。

要は、普通の教育的な部分を考えるなら、この間の議論は別として、投資効果、要するに1,500万円をどう回収するかという問題でなくて、子供たちに目に見える形で太陽光の効果なり発電という力を見せるためには、何もそんな20キロワットでなくてもいいのではないかという思いがあるわけです。6キロワットぐらいだったら、そのつけ方にもよりますが300万円ぐらいでつくわけです。そうすると、単費でやっても、やはり一つの学校にそういう太陽光のパネルがあって、例えばこの部屋は太陽光のエネルギーで電気が起きているのだと、明かりがついているとか、暖房されているとか冷房されているのだということ子供たちに教えたり、最低限小さいパネルはついてきますから、それで今日の天気ならこのくらい発電できるよというような具体的な教育課程というのは保障できると思うのですけれども、今後、例えば山手地区統合小学校の新築を考えたときに、国の補助金はすごい大きな話であって、3,000万円の半分でも1,500万円結構重たいとは思っています。先ほど集中と選択という話もありましたけれども。

ただ、逆に言うと、もう少し小さいものであっても十分うまく使っていけば、子供たちに学校で太陽光で電気を起こしていろいろなものに使うことは300万円ぐらいで十分できると思うのですが、そういったことも含めて、今、山手地区統合小学校を建てる議論がされていますけれども、その辺で検討してもらえないかと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○教育部長

今は、決算特別委員会ですので、予算のことを具体的にということは答弁として少々いかがかと思いますが、一般論としてお答えいたしますけれども、予算要求とか予算の執行の場合、やはりその時々で、特に教育の場合、その時点で限りある予算をいかにどこに重点的にかけてやっていくかということでございますので、今この場ということではなくて、一般的にその時々々の教育予算については、限りある財源を財政とも十分協議しながら子供たちによりよい活用ができるように考えていきたいと考えてございます。

○斎藤（博）委員

◎北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に関連して

では、質問を変えたいと思います。

北海道の省エネルギー・新エネルギー促進条例に関連して何点かお聞かせいただきたいと思います。

新エネルギー導入拡大に向けた基本方向の中で、後志という単位でしたが、新エネルギーの賦存量の推計というのが示されていて、全道的にはどうだとか、後志ではこういったところに優位性があるというような話が書かれている文書があるのですが、そういった文書を読んでいると、当然、北海道としては、後志というざっくりとくくったものではなく、小樽市という単位で新エネルギーの太陽にせよ、風力にせよ、いろいろなものがあるとは思いますが、賦存量の推計をしたものが用意されているのではないかと思うわけですが、その辺について小樽市としては情報をお持ちでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

今、おっしゃいました基本方向ということで、後志の数値は確かに北海道に示してございますけれども、小樽市独自という数字については我々は認識しておりません。

○斎藤（博）委員

道の資料も、国の何か推計システムを使って計算しているのというようなことが書かれているわけで、たぶんこれは国がつくったものかと思うわけですが、そういったものについては、小樽市としてはそういう計算システムがあることについては押さえていますか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

北海道で作成したシステムにつきましては、我々もその内容については承知しております。

○斎藤（博）委員

それで、そのシステムを活用して、例えば小樽市の持っているいろいろな条件がありますよね。そういったものを入力することによって、一定の数値というのは出てくると思うわけですが、そういった計算はしていただけないのかという思いもあるし、どのぐらい時間がかかるものなのかなというのがあるのですが、数式があって、それぞれ項目があってそこにいろいろなところからデータを集めてこなければならぬのだらうとは思いますが、そういったことをやっていく考えはお持ちだとは思いますが、莫大な時間かかるものなのか、年単位で考えていかなければならぬものなのか、小樽については例えば太陽、それから風力、それから中小水力とか、バイオとかと、項目も結構細かく分かれて数字が出されてくるのではないかと思うのですが、これについてやはり小樽市として一度は計算してみて、小樽の持っている再生可能エネルギーの賦存量の推計をやってもらいたいと思うのですが、その辺についてはどのぐらい時間がかかり、いつぐらいまでにできるのかというのはお聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

賦存量の算定につきましては、今おっしゃったように、やはり太陽光ですとか、風力ですとか、エネルギーの種類がかなりございますので、それをどこまで出していくかということもあります。あと、そういうシステムの係数など、その辺もよく検証しないと、なかなかまとめるのは難しいと思っておりますので、正直スケジュールにつき

ましては、この場での回答を控えさせていただきたいと思っております。

○齋藤（博）委員

それで、関連しますが、平成25年度で一応業務が終了した太陽光発電の発電量の調査に関連して何点かお聞きしたいと思います。

改めて、調査対象となった件数、当時小樽には、100件太陽光があるとされておりまして。そこをお願いして何件でこの太陽光発電の実態調査をされたのか、まずそこからお聞かせいただけます。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

今の調査を開始した時期につきましては、平成24年7月です。この時点では市内で約100か所程度、太陽光発電システムが設置されていると聞いておりましたので、市内で目視によって現地調査をしたところ、約70件の家庭に設置していることが確認できました。

それで、この各家庭に対してアンケート調査の協力をお願いしたところ、約30件が調査に協力をしてくれるということで返答がありまして、アンケートの配付を行いましたけれども、結果として御協力いただいたのが、一般質問での答弁にありました9世帯ということであります。

○齋藤（博）委員

それで、9件ということですが、地域的にはどういう傾向があったのか、お聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

地域的な特色としましては、入船で1世帯、稲穂で1世帯、幸で2世帯、長橋で2世帯、新光町で1世帯、桜で1世帯、赤岩で1世帯ということであります。

○齋藤（博）委員

それで、この9件についてですけれども、地域も大分広がっていますし、西を向いているのか、東を向いているのかといいますか、向きも違うと思うのですが、それぞれについてどのぐらいの発電量があったか、わかっていたらお示してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

地区ごとの年間を通じての月平均発電量ですが、入船で約340キロワット時、稲穂で約310キロワット時、幸で2世帯の平均になりますけれども約400キロワット時、長橋も2世帯の平均で約260キロワット時、新光町で約140キロワット時、桜で約180キロワット時、赤岩で約260キロワット時となっております。

○齋藤（博）委員

今お聞かせいただいた数字は、生の数字だと思うのですが、それぞれ設置している太陽光発電システムは、単純に言うパネル数が違うのです。それぞれの家の意気込みみたいな部分もあって、結構大きいものをつけている方もいるし、小さいのもあると。そういったところは、今の数字には反映されていますか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

それぞれパネル数ごとでは取りまとめておりますので、地区ごとに単純にパネルの数が出した数字になっております。

○齋藤（博）委員

ですから、この数字はパネル1枚に平均化しているということですか。

例えばわかりやすくいうと、パネル1枚当たり、桜ならどうで、新光町ならどうで、幸ならどうなのかというふうに見たいわけですが、平均ではなく、単位を一つにしてくれないかということですが、それでも。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

単位を一つにしますと、例えば1枚当たりの数字ということになりますか。これでいきますと、正直、各家庭それほど差異がございません。大体1枚当たり200キロワット時となっております。

○齋藤（博）委員

それで、例えば国の平均的利用率は12パーセントだという話を以前お聞きしているのですが、この具体的な内容をもう少し詳しくお聞かせいただけますか。

小樽はそれに対して10パーセントだったというような見解が示されているのですが、それは国が言っているものがどういふもので、それはどういふ数字で12パーセントとおっしゃっていて、小樽はそれがどうして10パーセントなのかというあたりを説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

設備の利用率につきましては、大体その設備がどのぐらいの割合で利用されているかという平均的な数値でありまして、年間を通した月平均発電量を発電能力である設備容量で除した割合をパーセントで示しているということで、国で示されている12パーセントは大体平均的な数値ということでございます。

さきに答弁いたしました10パーセントというのは、この9世帯の平均で、正直冬場の発電量が若干低いということがありましたので、冬場のその発電量の影響によるものかと認識しております。

○齋藤（博）委員

国の平均利用率12パーセントでなくて、国の数字の中で年間の発電量は出ていますか。

例えば私がよく言っているせりふなのですが、私が調べたもので言うと、東京の年間発電量と北海道小樽の発電量は、そんなに遜色ないのだという、新聞記事からもらってきた数字なのです。要は、おっしゃっている小樽の1月、2月、3月の雪の多い時期はすごく太陽光にハンデだというのはわかるのですが、一方で東京などで言うと、梅雨の時期とかはほとんど日が照らなくて、太陽光も動かないという実態があって、北海道の秋とかそういうことを考えると、年間の量で言うと、そんなに違わないという話もあるのですが、国の平均的な発電量がどのぐらいかというのには押さえていますか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

国の平均的な発電量は押さえてございません。

○齋藤（博）委員

最後にお尋ねしたいのですが、今回の調査は1年半ぐらいで終わっているわけでありまして、2年近く議論してやっていたわけですね。この間聞いた話では、小樽の太陽光発電システムの設置数というのも、前は100件ぐらいとおっしゃっていましたが、現在は、230件ぐらいになっているのではないかと、2.3倍ぐらいに増えてきているわけで、スピードはいろいろな評価がありますが、確実に小樽市内でも自分の家に太陽光発電システムをつけていこうという家庭が増えているのではないかと思います。総体の中では少ない数ですけども、ただ、2.3倍になったというのにはある。1回目の調査は確かに100件に対して頼んだら30件がいいよと言ってきて、実際協力してくれたのは9件だという、打率で言うと大変切ない数字だと思うのですが、先ほど言った小樽の持っている新エネルギーの賦存量の調査にせよ、それもこれからやっていくのだという話ですけども、やはり改めて設置している家庭が2.3倍に増えているという実態を踏まえて、改めて1年半を総括する中で、もう一度調査なりをやって、小樽の持っている能力について検討することも必要ではないかと思うのですが、最後にその辺についての見解を求めて、終わりたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

調査期間につきましては、大体1年半ということで、当初の目的が太陽光発電を導入する方に対する参考値を示すということで目的も達成されたかという認識をしております。ただ、実際協力していただく世帯の方々も、毎回調査票を書かなければならないということで、調査協力の負担もありまして、今回終了させていただいたものでございます。

現時点では、引き続き調査をする予定はないですけども、今後そういう再生エネルギーの導入の促進に当たっ

て、追加調査の必要性が生じた場合は調査の有無について、また検討していきたいと思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

◎おたる自然の村について

それでは、平成25年度決算に基づいて質問します。

決算説明書の171ページ、自然の村費ですけれども、先ほど鈴木委員が質問されておりましたので、それも踏まえて質問させていただきますが、25年度は入村者数が一般で1万5,180人、中学生以下は1万2,800人、宿泊施設の宿泊利用者が一般1,945人、小・中学生3,980人となっております。また、パークゴルフ場の利用者も3,151人となっておりますが、以前から議会でもいろいろと議論されておまして、そして自然の村を運営するたびに管理代行業務費等が6,800万円となっておりますが、市から税金が、5,749万円ほど支出されています。

そこで、まず伺いたいのは、この管理代行業務費等々「おたる自然の村」運営事業費の内訳について、どの部分にお金がかかっているのか金額とともにお示してください。

○（産業港湾）農政課長

自然の村の管理経費についてでございますが、受託事業費支出が、臨時も含めた給与関係約3,675万円を含む6,835万8,316円、それから野外活動普及推進事業費支出で260万5,164円、それから管理費支出で41万3,405円、合わせますと事業活動費は7,137万6,885円となっております。

○安齋委員

主に給与費が多いところでございますが、この給与が支払われている職員の方々が運営しているのは184日ですが、その中で何をされているのかお聞かせください。

○（産業港湾）農政課長

平成18年度から指定管理ということで、おたる自然の村公社に管理をお願いしていますが、業務につきましては、施設運営に関する業務、それから施設管理に関する業務、それから使用料の徴収等に関する業務、それから自然の村の設置の目的を達するために必要な業務という、大きく分けると四つになります。

施設運営に関する業務については、例えば来客された方の受付、それから使用の案内、こういった施設でどういう使用の仕方をしてくださいというように案内する業務、それから施設管理に関する業務は、施設の維持・管理、用具の貸出し、それから安全点検とか管理などを行っていただいております。それから、使用料の徴収等に関する業務につきましては、例えばテントの貸出料とか、パークゴルフ場の使用料、それから宿泊料を使用者から徴収して翌日に指定金融機関に入金していただいております。それから、実習事業ということで、フットパスとか近郊の施設の案内、森の学校などでアウトドアクッキングとかキャンプファイア、それから救急法のキャンプの技術、自然ガイド、クラフト製作、それからそういった集団訓練の場ということで提供していただいております。

○安齋委員

この施設運営管理使用料の徴収と、また、実習事業についてなのでございますけれども、これは前の議事録を見ると職員が5人ぐらいでされているということだったのですが、現在もそうなのか、もし変更があれば、どういうふうに変更したのかをお聞かせください。

○（産業港湾）農政課長

総務に3人、あとは指導業務、キャンプのやり方とか、そういったことで2人ということで、以前と変わりはございません。

○安齋委員

これは宿泊施設ですので、繁忙期や閑散期などいろいろあると思いますけれども、この総務 3 人、指導員 2 人については、5 月 1 日から 10 月 31 日までの運営期間中はずっと常勤で働いているのかどうかお聞かせください。

○（産業港湾）農政課長

184 日間ございまして、そのほかに開設の準備とか、冬場における雪等の管理、あと翌年に向けてのいろいろな修理・修繕等をやっておりますので、184 日あけていますけれども、それ以外にはそういったことと、あと冬季の場合は、からまつ公園で歩くスキーマのコースづくりなどをやっております。

○安齋委員

準備、冬季を含めてということですが、それを含めて 5 人体制でやっていると。日ごろの運営、それこそ 4 月、5 月から 6 月までは客が来ないときもあります。ただ、7 月、8 月は多いときもあります。そういう、少ないときでも多いときでも 5 人なのか、そこを説明してもらえますか。

○（産業港湾）農政課長

当然休みもいただかなければならないということで、5 人でローテーションを組んでやっております。

あと、例えば清掃関係は管理会社に委託していますので、そういったことで 5 人で回しているということがございます。

○安齋委員

今、清掃の話がされましたが、これは 5 人いて忙しいとき忙しくないときあって、ただ清掃については清掃会社に委託していると。前にも我が会派の成田議員が指摘していましたが、自分たちでできるところは自分たちでやるのではないかという話があったのですが、その指摘以降、清掃管理については自分たちでできるところはやっているのか、それとも従来と同じままやっているのか、そこをお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）農政課長

従来とは変わりませんが、清掃の部分はできるだけ自分たちで気づいたところをやることを原則としておりまして、清掃については人工としては 5 人工なのですが、ただ、平日は 2 人体制でやっております、土日などそういった客がたくさん入るときには 5 人体制でやっていたりということで、メリハリをつけて管理経費、委託費を減らすよう努力をしております。

○安齋委員

平成 21 年度ごろであれば、清掃管理がたしか 600 万円ほどであったと思うのです。そこから現在は、たぶん経費節減で減らしているかと思うのですが、21 年度から現在までの数字がもしあれば、管理委託費を伺いたいと思います。

○（産業港湾）農政課長

委託費ということで、トータルですけれども、平成 25 年度につきましては、24 年度と同じぐらいの金額ですけれども、1,288 万 7,803 円になっております。

○安齋委員

清掃費が約 1,280 万円というのは、この維持補修費に入っているということですか。それとも、管理代行業務費等の中に 1,200 何万円が入っているということですか。以前の清掃費はもう少し安かったと記憶しているのですが、その点詳しく説明願えますか。

○（産業港湾）農政課長

先ほど受託事業費支出とか何とかいろいろ……

○委員長

1,000 何ぼとか、桁が違うのではないですか。

○(産業港湾)農政課長

はい。その中で委託費支出ということで、6,800万円の中に含まれております。

(発言する者あり)

(「だんだん大きくなってきたな」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

平成21年の議事録で、清掃に関する委託は「509万4,285円という支出額です」と載っているのです。これは当時の農政課長の答弁ですが、今伺ったら約1,280万円ということだったのですが、この数字の差異と、もし本当に増えているのであれば、どうして増えたのかということもお聞かせください。

○(産業港湾)農政課長

委託費ということで、事業報告書の中でうたっていますが、私は全部清掃というふうに思ったもので、ほかの委託費が入っている可能性はあるかというふうに思います。

○産業港湾部次長

今の1,280万円何がしには、清掃管理委託だけではなく、ほかの管理委託費も入っています。ただ、今は、その詳しい数字を持っておりませんので、申しわけありません。後で説明させていただきます。

○安齋委員

まず、整理させていただきますが、まず一般財源から約5,700万円出ていると。その中で給与がどうのこうの、使用料とかがあって、その中から清掃管理費が出ているというふうに私は聞いていて思ったのですけれども、そもそも中に入っているという御答弁で、数字が少し違ったということでもよろしいですか。

○(産業港湾)農政課長

そのとおりです。

委託契約ではそのほかにシルバーとかそういった方、キャンプ場の清掃とか警備とかそういったものも6,800万円の中に入っております。

○安齋委員

では、細かい数字については後ほどお示しいただくということで。

何が言いたいかと言いますと、職員が5人いて、そのほかにも清掃管理とか維持・管理にもお金が委託費がかかっているということで、本当に5人の方が常勤で必要なかどうか。税金から約5,700万円出ているので、そこを削ってさらに圧縮できるのであれば、そのほうが財政も厳しい中で、ほかにも回せるのではないかと考えておまして、本当にその5人が必要なかどうかをまずお聞かせください。

○(産業港湾)農政課長

先ほどの清掃関係の業務委託費はわかりました。529万7,300円です、申しわけございません。

一応5人、先ほど言いましたとおり、平日2人、土日・祝祭日5人ということで、基本的に1階の研修室なり、それから宿泊の部屋の清掃、そういったことをやるには、そのぐらいの人数が必要となっております。

○安齋委員

今は、プロパーが5人も本当に必要なのか質問をしたのです。清掃の5人については今数字をいただけなかったのですが、後でよろしいですけれども、人件費が約3,675万円で総務が3人、指導員が2人という中で本当に平日、土日忙しいとき、忙しくないとき、また、繁忙期、閑散期とある中でずっと5人を回してやっているのかどうか。もし回しているのであれば、本当に必要なのかということ伺いたかったのですが、それについてお聞かせいただけますか。

○産業港湾部次長

今、職員数が本当に必要なのかどうかというやりとりをさせていただいておりますが、自然の村開設以来、公社

に管理委託をさせているものですから、今いる職員も正規職員として 5 人雇っているといいますが、自然の村公社の中で正規職員として働いているわけです。つまり現在の公社は臨時雇用など従業員の配置が流動的にできる体制ではございませんので、現在この 5 人で回しているという状況でございます。

○安齋委員

そういうことで 5 人で回しているのであれば、先ほど鈴木委員もおっしゃったように、税金の入っている分の効果を出していただかないとなかなか理解は得られない。年々利用者も減って、昨年度は少し上がって、今年度は少し減ってしまったようですが、やはり約 5,700 万円に値するぐらいの事業活動をしていただきたいというのが本心でございます。

ただ、その 5 人が閑散期、繁忙期でトータルで 5 人いらっしゃるのですが、冬については何年度からか忘れてしまいましたが、閉鎖して、からまつ公園に移動して、そこでスキー学校、あとは冬の管理、歩くスキーなどをやっているということですが、そこにも 5 人必要なのかということもきちんと議論しているのかと。必要なのか必要ではないかではなくて、また、さらに公社で契約をしなければいけないのでしょうか、本来であればそこを改善しなければいけないという御認識なのか、お聞かせいただけますか。

○産業港湾部次長

確かに以前は通年営業していた時期もございましたが、そのときに除雪費ですとか、管理経費もたくさんかったものですから、今のような冬期間閉鎖ということになったわけでございます。委員からお話のありました従業員の配置等は、検討は必要かと思っております。今の指定管理が平成 27 年度で終わりますので、次の見直しの中でその適正配置も含めて、さまざまなコストの角度から検討させていただきたいと思っております。

○安齋委員

その中で契約自体もそうですけれども、本当にこのまま公社に委託したほうがいいのかどうか、これは教育的な要素もあるということでもありますので、そこは難しいところではありますが、やはり人件費等を考えると、もっと民間経営を持ち込むとか、そういったところも検討していく、たしか契約は平成 27 年度までですよ。それまでにそういったところも含めて契約等を考えていかなければいけないかと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○産業港湾部次長

実は今、民間企業は「小樽の森」構想、これは天狗山周辺を含めた一帯の再開発構想をまとめておりまして、市もいろいろ連携協力しながらその具体化に向けて今まさに作業を進めているところでございます。その中で、自然の村もその対象地域の中に入っておりますので、今、先ほど申し上げましたような指定管理の期限が来ますので、民間の活力を活用すべきかどうか、さまざまな角度からその辺あたりも十分検討して、時間をいただいて研究させていただきたいと思っております。

○安齋委員

今、数字上の話でずいぶん議論させていただきましたけれども、昨年度の決算の委員会で大変恐縮ですが、今年に入りまして 2 度ほど自然の村を利用させていただきました。また、ほかの行事で自然の村の指導員の方に来てもらって、キャンプファイアもやっていただきました。自然の村を利用させてもらったときは、私たちがバーベキューをやるのに何か足りないと言え、すぐ対応してくださったりなど、すごく親切に対応していただきましたし、キャンプファイアのときは、やはり自分たちでは全然ノウハウがないのですが、来ていただいたら安心して、消火器は置いてありますが、やはり安心して子供たちと一緒にキャンプファイアを楽しめました。キャンプファイアをやりながら、ただファイアをやるのではなくて、燃えている間に楽しませるやり方とか、そういったいろいろなノウハウを持っていらっしゃるだったので、ただ人数だけで多いから削れというわけではなく、やはり効率的、税金が約 5,700 万円入っていますし、せっかくなのでいい施設でもありますから、しっかりと検討していただきたいという思い

で質問させていただきました。この質問は、これで終わりたいと思います。

◎公衆トイレについて

次に、公衆トイレについてですが、費用は先ほどの自然の村費より少なく約813万円が公衆便所維持管理経費でついでいます。それについて質問させていただきます。

公衆トイレについては、昔から4Kというのですか、暗い、汚い、くさい、怖いという悪い評判があったというのがいろいろネットなどでも書かれておりまして、そういった時代もあったのかと思う反面、小樽市内にもまだあるなど思っております。

しかし、最近は行けないこともあるのですが、毎週土曜日5時半に小樽運河の清掃をやっているときには、運河周辺のトイレをよく利用させていただいています。そうすると、いつもトイレトペーパーが入って、きれいに使わせていただいております。やはりそういった施設が観光地や地域にあると、人が集まるところにはトイレが必要だと思ひまして、そういうふうきれいに衛生管理、監視等やっていただけたらと思ひ、この質問をさせていただきます。

予算が約813万円で、小樽市内の公衆便所が90か所以上あるところ清掃を委託管理してやっていただいている中で、大変残念なのが、せっかくきれいに清掃しても、利用者のマナーが悪くて、ドアを蹴って割ったりとか、すごく汚く使ったりとか、あといろいろな破損などがありまして、そこで公園緑地課が、本来はドアをかえれば30万円かかるところを安くやったりとか、そういったいろいろな苦勞をされていることは重々知っているのですが、あえて質問をさせていただきます。

まず、清掃回数、どこのトイレを何回やって、どういった基準で清掃をしているのか、お聞かせください。

○（生活環境）管理課長

公衆トイレの清掃の頻度ですけれども、そこそこのトイレの使う頻度によりまして、たくさん使われるところにつきましては、通年で毎日2回とか、若しくはオンシーズンになりますと1日に3回という頻度で入っております。また、公園に付随するトイレにつきましては、冬期間閉鎖になることもありますけれども、夏場の期間ですと、雪解け時期につきましては、週1回、よく使われる夏場とかになりますと、週末の前後の週2回入っている形になっております。

○安齋委員

今年に入って高島小学校のグラウンドに接した公園のトイレを利用させていただくことがあったり、ほかにもいろいろ見て使わせてもらったり、イベントで第3号ふ頭の多目的広場のところにあるトイレを使ったりしたのです。せっかく清掃していただいても、利用者のマナーの問題もあり、少し汚いときもあるのですが、一番は、施設が古いのか、においがとれないのです。そこが何とかならないのかと思っております。ただ、いろいろこの質問するに当たって話をさせていただいたのですが、改修にもお金がかかるし、取り壊すにもお金がかかると。

では、どうしたらいいのだろうと、いろいろとネットなどで見て考えましたけれども、京都市の公衆トイレの取組では、今までそういった4Kだったトイレをやはり観光地なので少しでも改善しようということで、ネーミングライツとかを募集して企業に買ってもらいやってもらうとかあるのです。それは小樽市ではなかなか難しいかとは思ひのですけれども、そのほかに取り組んでいることが、消臭剤とか便座の消毒剤や手洗い石けんなどを置くようにして、少しでも清潔感をアピールするようにしているらしいのです。この約813万円の公衆便所維持管理経費の中でも、清掃用具・用品代とかも入っているんで、できれば、清掃も大事ですけれども、少しでも清潔に見えるようにそういった備品とかを購入して、何とか利用してもらえような、きれいに安全衛生的に利用してもらえような取組をしていただけないかと思ひているのですが、それについていかがお考えでしょうか。

○（生活環境）管理課長

確かに、一部にマナーの悪い方がいまして、トイレを汚したりする方もいらっしゃいます。施設自体も老朽化し

ているということもありまして、どういう方法がいいのかにつきましては、清掃の委託先でありますシルバー人材センターと協議をするなりして、また必要であれば、こちら現場に行って確認して、今後、適切に対処していきたいと考えております。

○安齋委員

お金のあるまちでは、いろいろとトイレをきれいにしたりとかやっちはいるのですが、小樽市としては難しいと。ただ、小樽市の公園にあるトイレは結構タイルで花とかやったりとか、いろいろな模様があつて結構おしゃれだということもあります。やはり中へ入ってみると、そういった老朽化した施設的な部分で窓がなかったり、換気口がなかったりとかするので、その部分が少し残念だと思っています。せっかく毎日 3 回とかやっているところもありますし、運河周辺に関しては観光客もいらっちゃって、やはり民間施設のトイレになかなか入りづらいという人もいるみたいなので、そういったところをしっかりとやっていただきたいと思っています。

先ほど、港湾室のトイレの話をしていただきましたけれども、1 点だけどのようにできるかわからないのですが、公衆トイレの管理の部分は生活環境部でやっていただいていますけれども、港湾室の横というのは、やはりイベントとかあつたりとか、観光客も来たりとかするので、効率的に対処するためには、トイレの横にある港湾室が所管したほうがよろしいのではないかと考えているのです。

それで、生活環境部でこういった部分をやっているのですし、港湾室であっても何か足りないとか壊れたとか、トイレトーパーがないときに迅速に対応していただいているという話もあるのですが、そういった部分、もし所管をかえたほうが効率的ということであればぜひかえて、第 3 号ふ頭には今後、クルーズ客船とかも来ますから、そういったところを管理するようにもしてもらったほうがいいのかと思うのですが、これについていかがお考えでしょうか。

○（生活環境）管理課長

港湾室のところの公衆トイレにつきましては、現在の公衆トイレが建つ前にも古い公衆トイレがございまして、当時、市内の公衆トイレにつきましては、当時の環境部が一括して所管しておりましたものですから、建て替えた後も引き続き生活環境部が所管して現在に至っている状況でございます。

トイレの詰まりによる緊急時の対応につきましては、生活環境部で現地に急行しておりますけれども、事態が切迫しているような場合につきましては、先ほど委員もおっしゃったように、港湾室に対応をお願いしたりしたケースもありますし、また、設置するトイレトーパーの保管も港湾室をお願いしております。そういうことで、一定の連携は保たれてはいるのですが、一方でこの地区につきましては、将来、再開発ということも計画されておりますので、そのことも踏まえながら今後も連携してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。